

# 須賀川市国土強靱化地域計画

須賀川市

# 目次

## 第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	4

## 第3章 須賀川市の概況

1 概況	5
2 自然災害	8

## 第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価と推進方針策定の手順	16
2 想定すべき災害リスクの設定	16
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	16
4 脆弱性評価	18
5 強靱化の推進方針	18
（1）直接死を最大限防ぐ	19
（2）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	32
（3）必要不可欠な行政機能は確保する	45
（4）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	47
（5）経済活動を機能不全に陥らせない	49
（6）ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	52
（7）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	58
（8）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	62

## 第5章 計画の推進

1 推進体制	67
2 進捗管理と見直し	67

## 資料編

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	68
--	----

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害(以下「東日本大震災」という。)は、人的・建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業施設や農地、上下水道施設の被害など、産業・交通・生活基盤において、甚大な被害をもたらしました。

こうした中、国においては事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的・計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」を制定、平成26(2014)年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。

また、福島県は、平成30(2018)年1月に「福島県国土強靱化地域計画(以下、「県地域計画」という。)」を策定、令和3(2021)年4月に改訂し、県土の強靱化に取り組んでいます。

これまで本市は、「選ばれるまち 須賀川市」の実現のため、地域防災力の向上や、ハード・ソフトの防災・減災対策等により、安全に生活できるまちづくりを推進してきたところですが、令和元(2019)年10月の東日本台風(台風第19号)豪雨災害にみられたように、近年激甚化・頻発化する自然災害等に備えるため、総合的かつ計画的に災害対策の取り組みを強化する必要があります。

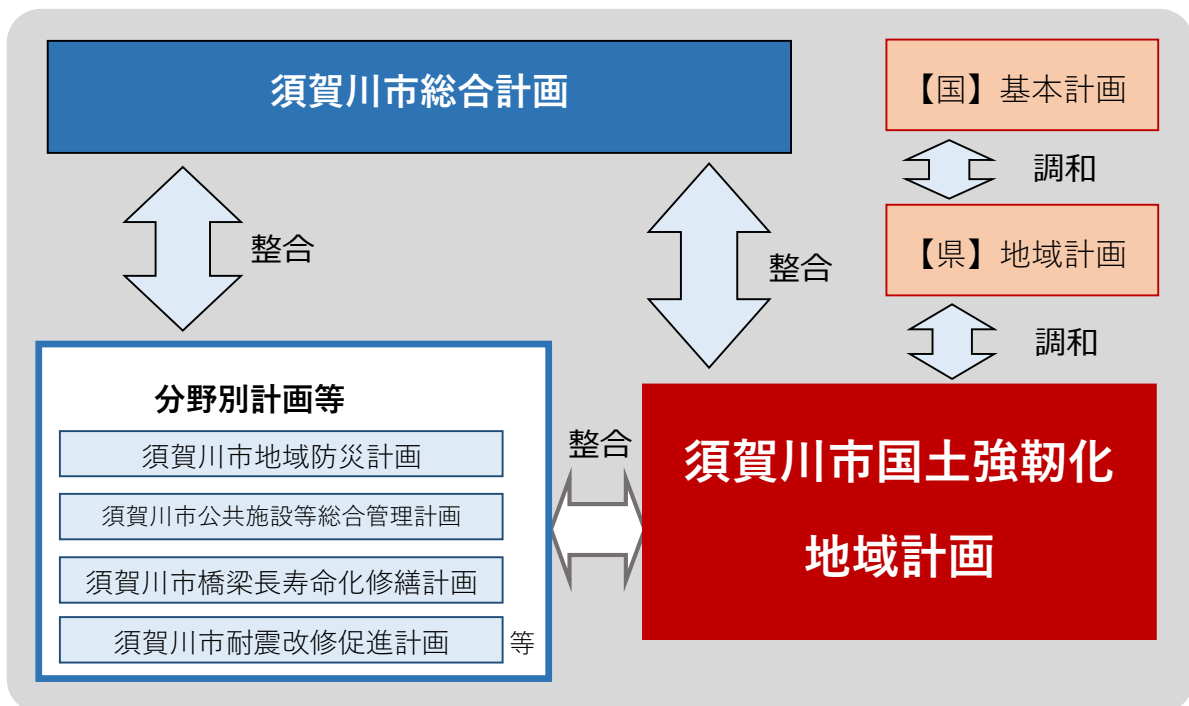
このため、東日本大震災や過去の水災害等の経験を教訓とし、大規模自然災害等が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築するとともに、市民の生命・生活を守り、SDGs(持続可能な開発目標)の観点も踏まえた災害に強いまちづくりを推進するため、「須賀川市国土強靱化地域計画(以下、「本計画」という。)」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものであり、市の最上位計画である須賀川市総合計画や須賀川市地域防災計画をはじめとする各分野別計画との整合を図るものとします。

また、基本法第 14 条の規定に基づき、基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された県地域計画と調和を図るものとします。

### 【須賀川市国土強靱化地域計画の位置づけ】



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から、須賀川市第 9 次総合計画の最終年度である令和 9（2027）年度までの期間とします。

なお、計画期間中においても、総合計画をはじめとする分野別計画等との整合性や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の国土強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の4項目を設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- (4) 迅速な復旧復興を図ること

### 2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画並びに県地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

#### (1) 強靱化の取り組み姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討します。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本市全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力、潜在力を強化します。

#### (2) 適切な施策の組み合わせによる推進

- ハード対策及びソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。
- 国、県、市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取り組みを推進し、地域防災力の向上に努めます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫します。

#### (3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国の施策及び公民連携による民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を推進します。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図り、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ります。

# 第3章 須賀川市の概況

## 1 概況

### (1) 位置と地勢

本市は、県のほぼ中央に位置し、国道4号を挟んで東西に伸び、市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっています。西に那須連峰、東に阿武隈高地の山並みを望み、その中央部に平坦地が広がっています。

位置 市役所 (須賀川市八幡町135番地)	北緯	北緯 37 度 17 分
	東経	東経 140 度 22 分
	標高	海拔 262m
広さ	面積	279.43 k m <sup>2</sup>
	広がり	東西に約 37.9km、南北が 16.5km
隣接市町村	東	石川郡平田村
	西	郡山市及び岩瀬郡天栄村
	南	石川郡玉川村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村
	北	郡山市

### (2) 気候・気象

市の気候は、総体的には一年を通じて比較的温暖で関東地方に近いものの、奥羽山脈の影響を受ける西部地区は、日本内陸型の気候に属し、気温の較差が大きく、1月から3月にかけては北西の季節風が吹くなどの特徴を持っています。

年次		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年
気温	平均 (°C)	12.4	13.3	13.3	13.4	13.1
	最高 (°C)	34.9	37.0	36.9	37.2	37.0
	最低 (°C)	-6.4	-8.8	-5.4	-6.5	-8.9
降 雨 量	総量 (mm)	760.5	794.5	1,339.0	880.0	1,149.5
	最大日量 (mm)	72.5	62.0	214.5	52.0	54.5
平均風速 (m/s)		2.1	2.1	2.2	2.1	2.1
平均湿度 (%)		66.0	63.4	62.9	69.9	71.2

### (3) 人口

本市の人口は、74,762人(令和4(2022)年10月1日現在住民基本台帳)で、その約27%が須賀川地区、約26%が西袋地区に集中し市街地を形成しています。

年齢別構成では、65歳以上の高齢者人口比率が年々増加し、令和4(2022)年10月1日現在、29.4%となっています。

	区 分	人 口	比 率
1	須賀川	20,296 人	27.15%
2	浜 田	4,480 人	5.99%
3	西 袋	19,437 人	26.00%
4	稲 田	3,640 人	4.87%
5	小塩江	4,464 人	5.97%
6	仁井田	7,975 人	10.67%
7	大 東	4,784 人	6.40%
8	長 沼	4,948 人	6.62%
9	岩 瀬	4,738 人	6.34%
	計	74,762 人	

### (4) 土地利用

本市は、地理的には、東北縦貫自動車道と阿武隈川により西部、中央部、東部の3地域に大別できます。

西部は勢至堂地区と八幡岳周辺、東部は宇津峰周辺を中心に豊かな自然環境・森林資源に恵まれています。中央部は、市街化区域として、行政、産業、教育、文化などの多様な機能が集積され、市の中心部としての役割を担っています。

本市の平野部には農業生産基盤が整備された優良な農地が広がっており、これまで豊かな農村地域の形成と社会経済情勢に対応したコンパクトな市街地形成を目指し、都市機能の集約化を図りながら、自然環境と調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進してきました。



## (5) 交通ネットワーク

本市は、首都圏や東北圏との交通アクセスに優れており、さらに県内唯一の空の玄関口である福島空港を有するなど、福島県の高速度交通体系の重要な結節点となっています。

### ①道路ネットワーク

本市の主要幹線道路は、南北に縦断する東北縦貫自動車道及び国道4号、東西に横断し細長い市域の連絡を円滑にする国道118号により、これらを主軸として基本的な道路網を形成しています。

### ②鉄道ネットワーク

本市の鉄道路線は、東北本線、東北新幹線及び水郡線が、本市と首都圏や東北地方の主要都市を結び鉄道網を形成しています。

### ③航空ネットワーク

平成5（1993）年3月に開港した福島空港は、開港当初2,000mであった滑走路長を平成12（2000）年には、2,500mに延長し、現在、札幌と大阪へ定期便が就航するなど、福島県の空の玄関として重要な役割を果たしています。

## 2 自然災害

### (1) 地震災害

福島県を含む東北地方の太平洋沖は、太平洋プレートが陸のプレートに沈み込む部分になっており、プレート活動が原因で引き起こされる海溝型地震の発生頻度が比較的高くなっています。

#### 【過去の主な震災の概要】

#### ●平成 23（2011）年 3 月 11 日 14 時 46 分 東日本大震災

東日本大震災は、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近、深さ約 24km を震源とし、マグニチュード 9.0 を記録する、国内観測史上最大規模の地震でした。

本市では、震度 6 強の揺れを観測し、藤沼湖決壊による 8 人を含む 12 人の方が犠牲になり、家屋被害は、全壊が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟など甚大な被害を受けました。



須賀川市役所



八幡町地内



須賀川市立第一小学校

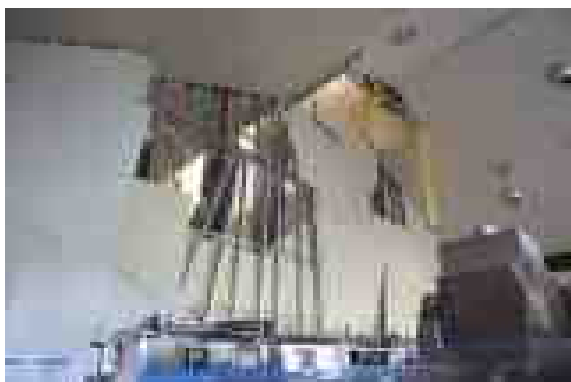


吉美根地内

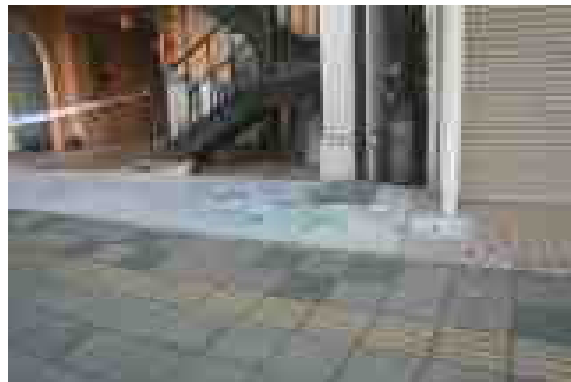
●令和3（2021）年2月13日23時7分 令和3年2月福島県沖地震

令和3年2月福島県沖地震は、福島県沖の北緯37度43.7分・東経141度41.9分付近、深さ約55kmを震源とし、マグニチュード7.3を記録しました。

本市では、震度6弱の揺れを観測し、人的被害は軽傷者が5名発生したほか、家屋被害は全壊が6棟、大規模半壊が9棟発生するなど、計2,271棟が被害を受けました。



長沼給食センター



松明通り



泉田地内道路



市民交流センター（tette）

●令和4（2022）年3月16日23時36分 令和4年3月福島県沖地震

令和4年3月福島県沖地震は、福島県沖の北緯37度41.8分・東経141度37.3分付近、深さ約57kmを震源とし、マグニチュード7.4を記録しました。

本市では、震度5強の揺れを観測し、人的被害は軽傷者が1名発生したほか、家屋被害は半壊が11棟、一部損壊が863棟発生する被害を受けました。



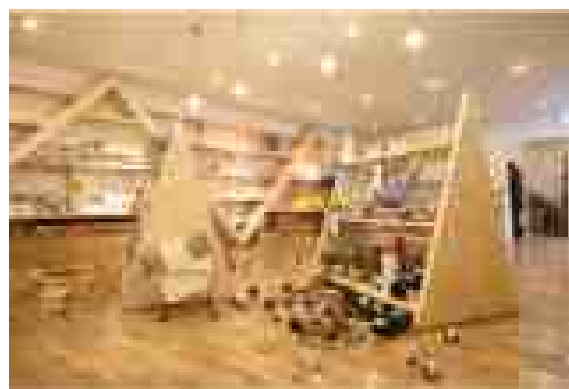
市民交流センター（tette）



円谷幸吉メモリアルアリーナ  
（旧須賀川アリーナ）



西袋地域体育館



すかがわ観光物産館 flatto

## (2) 風水害・土砂災害

本市には、阿武隈川と釈迦堂川、そこに流入する多くの支川・枝川が流れており、大雨による洪水発生リスクが高く、更に、流域内の都市化の進展に伴う保水機能の低下により浸水被害の増大のおそれがあります。

大雨により災害が発生する可能性が高い時期は、梅雨の末期にあたる7月から8月、台風により秋雨前線が活発化する9月から10月末頃ですが、近年、頻発する局地的な豪雨が水害や土砂災害を引き起こす可能性も高い状況にあります。

### 【昭和時代以降の災害記録】

主な阿武隈川、釈迦堂川の氾濫・洪水被害（中宿、江持、堤、浜尾）

和暦	西暦	月日	災害原因	被害状況
昭和33年	1958年	9月27日	台風第22号	全壊1棟 半壊3棟 床上12棟 床下22棟
昭和36年	1961年	6月28日	台風第6号	床上4棟 床下28棟
昭和36年	1961年	9月16日	第2室戸台風	全壊1棟
昭和41年	1966年	6月29日	台風第4号	床上32棟 床下78棟
昭和41年	1966年	9月25日	台風第26号 と温帯低気圧	床上17棟 床下35棟
昭和46年	1971年	8月31日	台風第23号	床上2棟 床下11棟
昭和46年	1971年	9月7日	台風第25号	全壊1棟 半壊4棟
昭和56年	1981年	8月22日～23日	台風第15号	全壊1棟 床下4棟
昭和57年	1982年	9月12日～13日	台風第18号	床上35棟 床下62棟
昭和61年	1986年	8月4日～5日	台風第10号 と温帯低気圧	半壊1棟 一部損壊1棟 床上293棟 床下168棟
昭和62年	1987年	7月14日	集中豪雨	床上17棟 床下120棟
平成10年	1998年	8月26日～30日	台風第4号	全壊1棟 半壊4棟 一部損壊9棟 床上193棟 床下84棟
平成23年	2011年	9月21日～22日	台風第15号	床上169棟 床下82棟
令和元年	2019年	10月12日～13日	東日本台風	全壊155棟 半壊675棟 一部損壊232棟

※「床上」：床上浸水、「床下」：床下浸水

【令和元年東日本台風（台風第 19 号）と過去の主な浸水害との比較】

災害名		昭和 61 年台風第 10 号 8 月 4 日～8 月 5 日	平成 10 年台風第 4 号 8 月 26 日～8 月 30 日	平成 23 年台風第 15 号 9 月 21 日～9 月 22 日	令和元年東日本台風 （台風第 19 号） 10 月 12 日～10 月 13 日	
台風 の 勢力等	名称	台風第 10 号崩れの 温帯低気圧	台風第 4 号と 前線の影響	台風第 15 号と 前線の影響	台風第 19 号と 局地的な前線の強化	
	勢力（※上陸直前）	980mb（hPa）	台風 4 号 上陸せず	950hPa	955hPa	
	最大風速（※上陸直前）	—		40m/s	40m/s	
	強風域半径（※上陸直前）	—		560km	600km	
実績 雨量	白河雨量観測所	241.5mm/2 日	342.5mm/2 日	267.5mm/2 日	368.5mm/17h	
	真船雨量観測所	263.0mm/2 日	757.0mm/2 日	180.0mm/2 日	148.0mm/17h	
	長沼雨量観測所	251.0mm/2 日	395.0mm/2 日	244.5mm/2 日	283.5mm/17h	
実績最 大 1 時 間雨量	白河雨量観測所	29.5mm/h	61.0mm/h	36.5mm/h	45.0mm/h	
	真船雨量観測所	27.0mm/h	89.0mm/h	25.0mm/h	16.0mm/h	
	長沼雨量観測所	22.0mm/h	51.0mm/h	30.5 mm/h	31.0mm/h	
最高 水位	須賀川水位観測所 （阿武隈川（国））	8.55m	8.17m	8.65m	9.61m （10 月 13 日 7:20 時点）	
	釈迦堂川雨量水標	7.97m	8.15m	—	—	
	西川水位観測所 （釈迦堂川（県））	平成 10 年 8 月豪雨以降に稼働		6.00m	6.77m （10 月 13 日 1:30 時点）	
救助	人数	44 人	139 人	14 人	183 人	
人的被害（直接死）		—	—	—	2 人	
避難所 ・ 避難者	最大	日時	—	—	10 月 13 日 4:00 時点	
		避難所開設数	8 箇所	16 箇所	11 箇所	21 箇所
		世帯数	22 世帯	66 世帯	—	436 世帯
		人数	59 人	255 人	388 人	1,053 人
住家 被害	全壊	世帯数	—	1 世帯	—	187 世帯
		棟数	—	1 棟	—	155 棟
	大規模半壊	世帯数	平成 19 年より運用開始		—	298 世帯
		棟数	—		—	236 棟
	半壊	世帯数	1 世帯	4 世帯	—	605 世帯
		棟数	1 棟	4 棟	—	439 棟
	準半壊	世帯数	令和元年より運用開始			1 世帯
		棟数	—			1 棟
	一部損壊	世帯数	1 世帯	8 世帯	—	537 世帯
		棟数	1 棟	9 棟	—	231 棟
	床上浸水	世帯数	313 世帯	185 世帯	183 世帯	—
		棟数	293 棟	193 棟	169 棟	830 棟
	床下浸水	世帯数	179 世帯	82 世帯	91 世帯	—
		棟数	168 棟	84 棟	82 棟	232 棟
非住家被害（半壊以上）		—	—	—	1,314 棟	
農業	農業用施設	65 箇所	79 箇所	368 箇所	400 箇所	
	林道	—	—	17 箇所	15 箇所	
	農作物	858ha	973ha	詳細不明	208.47ha	
公共施設		東山小学校(法面崩落) 大東中学校(法面崩落) 第一保育所(床上浸水)外	大森小学校(法面崩落) 牡丹台公園(法面崩落) 市民の森(法面崩落)外	須賀川79-9(床上浸水) 卸町仮庁舎(床上浸水)外	須賀川79-9(床上浸水) 浜田地域体育館(床上浸水) 第一保育所(床上浸水)	
道路	道路	277 箇所	254 箇所	—	260 箇所	
	橋梁	4 箇所	1 箇所	—	—	
	河川	19 箇所	8 箇所	13 箇所	49 箇所（護岸洗堀等）	
	公園	法面崩壊ほか	—	—	6 箇所	
	都市施設	—	—	—	1 箇所	
水道	上水道	—	—	—	1 箇所	
	下水道	—	2 箇所	—	3 箇所	
	都市施設	—	—	—	1 箇所	

### 【過去の主な浸水害の概要】

#### ●昭和 61（1986）年 8 月 4 日～5 日 台風第 10 号

台風第 10 号から変わった温帯低気圧により豪雨となり、白河雨量観測所においては 2 日間の雨量が 241.5 mm に達する大雨となりました。

本市では、須賀川水位観測所（阿武隈川）で 8.55m の水位を記録し、床上浸水 293 棟、床下浸水 168 棟の被害があり、避難が遅れて救助された人数は 44 人に及びました。



館取町地内



館取町地内

#### ●平成 10（1998）年 8 月 26 日～30 日 台風第 4 号

台風第 4 号の影響を受けた前線の通過により、阿武隈川上流域を中心に総雨量 1,000 mm を超える大雨となりました。白河雨量観測所における 2 日間の雨量は 342.5 mm に達し、内水氾濫による被害が支川と本川の合流付近に集中しました。

本市では、須賀川水位観測所（阿武隈川）で 8.17m の水位を記録し、床上浸水 193 棟、床下浸水 84 棟の被害があり、避難が遅れて救助された人数は 139 人に及びました。



館取町地内



釈迦堂川（館取町地内より陣場町を望む）

●平成 23（2011）年 9 月 21 日～22 日 台風第 15 号

台風第 15 号の通過により、白河雨量観測所においては 2 日間の雨量が 267.5 mm に達する大雨となりました。

本市では、須賀川水位観測所（阿武隈川）で 8.65m の水位を記録し、床上浸水 169 棟、床下浸水 82 棟の被害があり、避難が遅れて救助された人数は 14 人に及びました。



市民スポーツ広場周辺

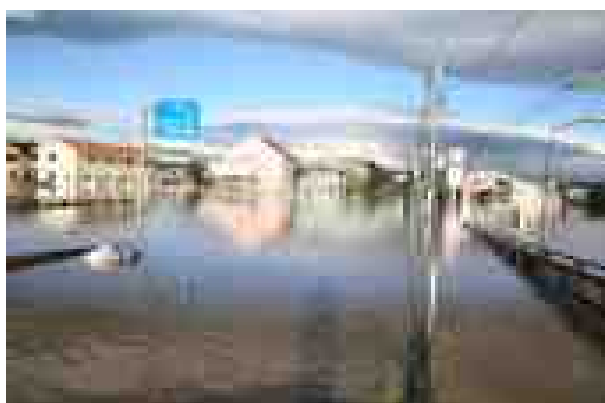


市民スポーツ広場周辺

●令和元（2019）年 10 月 12 日～13 日 東日本台風（台風第 19 号）

大型で猛烈な勢いの台風第 19 号は、東日本を中心に強い雨を降らせ、関東甲信地方、静岡県、新潟県、東北地方の多くの地点で 3、6、12、24 時間降水量が観測史上 1 位を更新しました。気象庁は 12 日から 13 日にかけて、13 都県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけましたが、全国で 10 万棟以上の住家が浸水し、負傷者は 384 人、死者・行方不明者は 114 人に及びました。

本市では、須賀川水位観測所（阿武隈川）で 9.61m の水位を、西川水位観測所（釈迦堂川）では 6.77m の最高水位を記録し、家屋の浸水被害は全壊 155 棟、半壊 675 棟、一部損壊 232 棟となりました。また、2 人の方が犠牲になり、183 人が救出される過去の災害に例を見ない甚大な被害を受けました。



中宿地内



円谷幸吉メモリアルアリーナ周辺  
（旧須賀川アリーナ）



### (3) 雪害

本市の気候は、総体的には一年を通じて比較的温暖で関東地方に近いものの、奥羽山脈の影響を受ける西部地区は、日本内陸型の気候に属し、気温の日較差が大きく、1月から3月にかけては北西の季節風が吹くなどの特徴を持っており、数年に一度、雪害を被ることがあります。

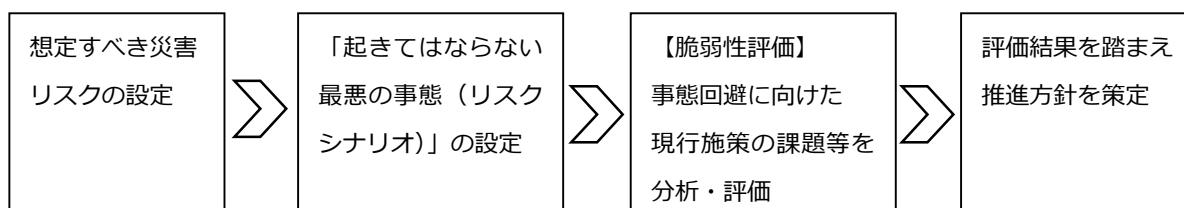
#### 【過去の主な雪害の概要】

- 昭和 55 (1980) 年 12 月 24 日 大雪  
負傷者 2 名、全壊住家 1 棟、非住家 16 棟、半壊住家 1 棟、非住家 11 棟。
  
- 昭和 61 (1986) 年 3 月 23 日 暴風雪  
非住家 4 棟。
  
- 平成 20 (2008) 年 2 月 23 日 暴風雪  
住家 14 棟、非住家 11 棟、車両 4 台。

## 第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性評価と推進方針策定の手順

本市を大規模自然災害などに対し強くしなやかな地域にするため、次の手順により、脆弱性の評価（本市が抱える課題の整理）を行い、本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定しました。



### 2 想定すべき災害リスクの設定

本市において脅威となる、地震災害や風水害・土砂災害、雪害は、いずれも市民の生命を危険に陥らせ、被災により市民生活に甚大な影響をもたらすおそれがあります。

大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、本市の過去の災害記録などから、地震災害、風水害・土砂災害及び雪害を本計画で想定するリスクの対象としました。

- 地震災害
- 風水害・土砂災害
- 雪害

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の地域の特性などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態

## 4 脆弱性評価

### (1) 脆弱性評価の実施

脆弱性評価は、大規模自然災害などによる被害を回避、軽減するために、本市が行っている取り組み（施策）にどのような課題があるかを分析、評価することにより、今後対応すべき課題を整理するものです。

各部局などにおいて「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する施策の取り組み状況や課題など分析、評価を行い、課題を整理しました。

### (2) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化を推進する施策分野として、次のとおり 11 の施策分野を設定しました。

強靱化施策分野（11 項目）	
1	行政機能／消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林
8	環境
9	国土保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	老朽化対策

## 5 強靱化の推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の推進方針を定め、その設定に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定しました。

なお、本計画で設定した 28 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生しても、本市に致命的なダメージを与えるおそれがあることから、リスクシナリオごとの重点化や優先順位付けは行わず、すべての施策について推進を図るものとします。

推進方針に基づき実施する具体的事業（個別事業）については、＜別冊＞に取りまとめました。

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

1 住宅・建築物の耐震化

【建築住宅課、教育総務課、こども課、社会福祉課、長寿福祉課、文化振興課、生涯学習スポーツ課、市民協働推進課、長沼・市民サービスセンター】 ▶ SDGs 11



①住宅の耐震化等 【建築住宅課】

**脆弱性評価**

○ 本市の住宅の耐震化率は87.2%（平成30年住宅・土地統計調査を基にした推計）であり、更なる耐震化を進める必要があります。特に、旧耐震基準で建築された木造住宅については、所有者へ啓発し、耐震診断、耐震改修等を促進する必要があります。また、地震等で倒壊のおそれのあるブロック塀についても、被害防止のため対策を講じる必要があります。

**推進方針**

○ 「須賀川市耐震改修促進計画」において、住宅の耐震化率を「令和7（2025）年度までに95%、令和12（2030）年度までに概ね解消」することを目標に定め、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し、耐震化を推進していきます。特に、旧耐震基準の木造住宅については、耐震診断、耐震改修、現地での建替費用の一部助成を行い、耐震化率の向上を目指します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀についても、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、撤去費用の一部助成を行い、解消を図っていきます。

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
住宅耐震化率（%）	87.2	95.0

②建築物の耐震化 【建築住宅課】

**脆弱性評価**

○ 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものである「特定建築物」の耐震化率については、本市においては令和4（2022）年3月末時点で96.2%となっており、耐震性が不明又は不十分な建築物は概ね解消されています。

○ 耐震性が不明又は不十分な一部の建築物については、耐震診断の実施や改修を促す必要があります。

**推進方針**

○ 本市における特定建築物については、耐震化が概ね図られていることから、新たな目標は設定しませんが、耐震性が不明又は不十分な一部の建築物については、特定行政庁である県と連携し、耐震化に対する必要な指導等を行い、建築物の利用者及び周囲の建築物等の安全確保を図ります。

③学校施設の耐震化等 【教育総務課】




**脆弱性評価**


○ 学校施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難場所等となることから、その安全性の確保は喫緊の課題です。本市は、学校施設の耐震化を計画的に進め、構造体の耐震化率は100%となっています。また、小中学校の老朽化したトイレの洋式化、一般教室及び特別教室への空調設備の設置については、令和元（2019）年度に完了しています。今後は、老朽化している校舎と屋内運動場を「須賀川市学校施設長寿命化計画」により施設の長寿命化改良工事を計画的に進めていく必要があります。

**推進方針**

○ 老朽化している学校施設（校舎及び屋内運動場）については、「須賀川市学校施設長寿命化計画」により計画的に施設の長寿命化を図っていきます。校舎については、西袋第一小学校・柏城小学校・第一中学校の順に長寿命化改良工事を実施します。災害時における地域の防災拠点としての機能を有する屋内運動場については、西袋第一小学校の屋内運動場は児童数に対し面積が著しく狭いため改築することとし、防災拠点と避難所機能の強化を図っていきます。西袋第一小学校以外の学校の屋内運動場については、必要に応じ増築等も含めた長寿命化を図りながら、防災拠点と避難所機能の強化を計画的に図っていきます。

<b>④公立保育所・幼稚園の耐震化等 【こども課】</b>	
脆弱性評価	○ 本市では10か所の公立保育所、こども園及び幼稚園を運営しており、就学前の子どもたちの安全性の確保は重要な課題です。全ての施設が昭和57年以降に建築されていますが、7施設は平成10年度以前に整備されたもので、老朽化が進んでいます。このため、待機児童数や幼児教育・保育無償化に伴う保育ニーズの変化、少子化等を踏まえた適正な規模と配置を検討のうえ、施設の計画的な整備を図る必要があります。
推進方針	○ 公立保育所、こども園及び幼稚園の多くが老朽化していることから、「須賀川市公共施設等個別施設計画」による再編方針に基づき、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、計画的な施設整備を図ります。
<b>⑤社会福祉施設等の耐震化等 【社会福祉課、長寿福祉課】</b>	
脆弱性評価	○ 社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、二次的福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要です。
推進方針	○ 事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等について、国や県の補助事業等を活用し、社会福祉施設等の防災・減災対策の促進を図ります。
<b>⑥市営住宅の耐震化等（長寿命化） 【建築住宅課】</b>	
脆弱性評価	○ 本市が管理する1,046戸（R4.4.1現在）の市営住宅等の半数以上が昭和の年代に建設され、建物の老朽化が進んでいるため、予防保全的な観点から、躯体と設備の安全性の向上を図る必要があります。
推進方針	○ 市営住宅の長期的な安全性と快適性を確保するため、「須賀川市営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅等整備事業を推進し、耐震改修や外壁改修、給排水設備の改修等による既存ストックの有効活用を効率的・計画的に進めます。さらに、災害時に緊急的な避難所となり得る市営団地の集会所についても、計画的に長寿命化を図っていきます。用途廃止予定の住宅については、地域住宅政策推進事業により、随時解体を進めます。
<b>⑦コミュニティセンター・市民サービスセンターの耐震化等 【市民協働推進課、長沼・岩瀬市民サービスセンター】</b>	
脆弱性評価	○ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、長沼・岩瀬市民サービスセンター、地域の防災拠点となる各コミュニティセンター（8施設）について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。
推進方針	○ 災害時において、地域の防災拠点となる各コミュニティセンターや長沼・岩瀬市民サービスセンターの機能を確保するため、「須賀川市公共施設等個別施設計画」を踏まえ、建物の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。また、その際に各地区の状況に応じて災害対応に関する設備設置を推進します。 ○ 築30年を超えている施設が7箇所あり、非常用自家発電設備については、稲田コミュニティセンター、大東コミュニティセンター、岩瀬市民サービスセンター（コミュニティセンター）に配備されています。

<b>⑧体育施設・社会教育施設の耐震化等 【生涯学習スポーツ課、文化振興課】</b>	
<b>脆弱性評価</b>	○ 本市では、地域体育館などの体育施設、博物館等の社会教育施設を設置しています。多くの市民が利用することから、施設の安全性の確保が重要です。現在、計画的に改築等を進めているものの、約5割の施設が築30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる状況です。
<b>推進方針</b>	○ 施設の約5割が築30年以上経過して老朽化が進んでいることから、「須賀川市公共施設等個別施設計画」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るとともに改築を計画的に進め、安全性の向上を図ります。
<b>2 宅地の耐震化（大規模盛土造成地の滑動崩落対策） 【都市計画課】 ▶ SDGs 11</b>	
	
<b>脆弱性評価</b>	○ 東日本大震災等では大規模な造成宅地において滑動崩落が発生して大きな被害が生じたことから、国において全国の大規模盛土造成地の有無を調査し、マップを作成しました。本市においては東日本大震災時に1か所被災が確認されたため、災害復旧工事として対策工を実施しました。 ○ 上記を含め、市内には73か所の対象箇所があります。危険性が高い箇所があれば滑動崩落防止工事等の対策を進める必要がありますが、住民負担を伴う膨大な事業費がかかることから、その調整が課題となります。
<b>推進方針</b>	○ 本市には73か所の大規模盛土造成地があり、今後、危険性が高いと判断された箇所については、住民の理解を深め、合意形成をもとに宅地の耐震化を検討します。
<b>3 空き家対策の推進 【建築住宅課】 ▶ SDGs 11</b>	
	
<b>脆弱性評価</b>	○ 本市の空き家率は10.0%（平成30年住宅・土地統計調査）で、平成25（2013）年と比較し1.9%増加しています。依然として管理不全の空き家が点在しており、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから「須賀川市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行う必要があります。
<b>推進方針</b>	○ 「須賀川市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態の把握を行います。管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、住宅地区改良事業の活用による除却や、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保します。
<b>4 災害に強い市街地の形成 【都市計画課、道路河川課】 ▶ SDGs 11</b>	
	
<b>①中心市街地の再開発等の推進 【都市計画課】</b>	
<b>脆弱性評価</b>	○ 不特定多数の人が集まる中心市街地には、老朽化した耐震性の不足する建築物や公益施設が点在し、古い木造建築物が密集したエリアがみられます。市街地再開発事業等により、耐震性および不燃空間の確保と住環境の改善を図り、より安全な中心市街地を形成する必要があります。
<b>推進方針</b>	○ 中心市街地における建築物や公益施設の耐震・不燃化の促進や、多様で高度な都市機能を集積する必要がある場合、公共施設の再編と併せた公民連携による市街地再開発事業の手法を検討します。

②公園・広場等の整備と安全対策（長寿命化） 【都市計画課】							
脆弱性評価	○ 市街地における公園・広場等は、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止の機能を持つことから、計画的に整備する必要があります。また、老朽化した公園施設も多いことから、計画的な更新・撤去と適切な維持管理を行い、安全性を確保する必要があります。						
推進方針	○ 中心市街地に整備したレクリエーション機能と緊急避難場所等の防災機能を併せ持つ大黒池防災公園を活用し、災害時の安全性向上を図ります。 ○ 都市機能の安全性向上を図るため、「須賀川市公園施設長寿命化計画」に基づく施設の更新・撤去と適切な維持管理に努めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R3)</th> <th>目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設長寿命化の計画着手率（%）</td> <td>16.9</td> <td>72.0</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R3)	目標値(R9)	公園施設長寿命化の計画着手率（%）	16.9	72.0
指標名	現状値(R3)	目標値(R9)					
公園施設長寿命化の計画着手率（%）	16.9	72.0					
③都市計画道路の整備 【都市計画課】							
脆弱性評価	○ 都市構造の防災性を高めるため、緊急輸送路のみならず延焼遮断帯としての機能を持ち、緊急輸送路の代替路線ともなり得る都市計画道路の整備を進める必要があります。						
推進方針	○ 都市構造の防災性を高めるため、都市計画道路の整備を計画的に推進します。						
④街路樹の管理 【道路河川課】							
脆弱性評価	○ 街路樹の老朽化や腐食等による倒木は、道路閉塞の原因となることから、計画的に適正な維持管理を行う必要があります。						
推進方針	○ 街路樹の倒木による道路通行の妨げとなる事態を避けるため、平時から点検パトロールを行い、「須賀川市街路樹管理計画」に基づく街路樹の適正な整備、更新と維持管理に努めます。						
5 火災予防等の推進 【市民安全課】 ▶ SDGs 11							
							
脆弱性評価	○ 大規模な地震により同時多発的に火災が発生するおそれがあることから、平時より火災予防を推進し、初期消火等の知識を普及する必要があります。						
推進方針	○ 地震発生直後の火災発生を回避し、かつ、火災による被害を軽減するため、日頃から広報誌・チラシ・ポスター等による周知啓発を行い、市民の防火意識の高揚及び火災予防の推進、並びに初期消火等の知識の普及に努めます。						



6 消防水利の整備 【市民安全課】 ▶ SDGs 11



脆弱性評価	○ 本市には371基の防火水槽と1,319基の消火栓を設置（令和4（2022）年4月時点）していますが、中山間地など消防水利の不足する地域を解消する必要があります。
推進方針	○ 消防水利の不足する地域において消火栓や防火水槽の計画的な整備を進め、消防水利の充実を図ります。また、老朽化した消火栓についても、計画的な更新に努めます。

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

1 河川の改修の推進・維持管理の強化等 【道路河川課、市民安全課】 ▶ SDGs 11



脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市には、国・県管理の一級河川が11河川（延長147.8km）、市が管理する準用河川が25河川（延長65.6km）あります。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、東日本台風（台風第19号）による大雨では阿武隈川や釈迦堂川が氾濫するなどして、830件を超える床上浸水等の大きな被害が発生しました。気象変動の影響への適応という観点も加えて、国・県と連携して計画的に河川の改修を行う必要があります。併せて、土砂浚渫や河道掘削等による維持管理の強化も急務となっています。</li> <li>○ 近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、分水路や貯留施設等の整備を進める一方で、民間の施設を活用し、雨水の流出を抑制する対策を講じる必要があります。</li> <li>○ 周辺住民に的確な避難情報を発信するため、東日本台風（台風第19号）で浸水した釈迦堂川流域等の状況をリアルタイムで把握する必要があります。</li> </ul>						
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川の氾濫等による浸水被害を防止・被害軽減するため、東日本台風（台風第19号）で被害のあった阿武隈川、釈迦堂川、滑川等をはじめとする国・県が管理する河川の早期の改修と維持管理の強化を強く要請します。</li> <li>○ 流域治水の考えを広く周知し、対策を加速するため、釈迦堂川流域の特定都市河川指定へ向けて手続きを進めています。指定後は、1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対して、貯留や浸透などの流出抑制対策が必要となることなどから、流域の治水安全度が向上します。</li> <li>○ 市が管理する準用河川笹平川では、釈迦堂川の合流地点の標高が低いことから、釈迦堂川本線の水位が上がる度に内水被害が発生しているため、河川と並行している道路の下に分水路等を整備し、内水被害の軽減を図ります。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R4)</th> <th>目標値(R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分水路整備延長 (m)</td> <td>222.4</td> <td>730.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が管理する準用河川笹平川上流域では、大学と連携し民地の耕作地に田んぼダム（雨水調整管設置）により、本河川への流入を抑え、急激な河川水位の上昇を抑制する取り組みを進めます。</li> <li>○ 市が管理する準用河川深田川及び塩田川については、豪雨等により隣接する田畑が冠水し耕作物に被害を及ぼしていることから、応急的な河川改修を実施します。その他の準用河川についても、適切な維持管理として河道掘削等を実施します。</li> <li>○ 釈迦堂川沿線の館取町等へのカメラ設置を行うとともに、それらの活用により周辺住民への的確な避難情報を発信します。</li> </ul>	指標名	現状値(R4)	目標値(R8)	分水路整備延長 (m)	222.4	730.0
指標名	現状値(R4)	目標値(R8)					
分水路整備延長 (m)	222.4	730.0					

2 内水浸水対策の推進 【下水道施設課、都市計画課】 ▶ SDGs 11



脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨水管渠は1,143.7ha（計画整備面積の89.7%）で整備済みですが、地形条件等により、豪雨の際に雨水を排水しきれず、局所的な浸水被害が発生しています。浸水被害の発生のおそれが高い地区を中心に雨水管渠の整備を進め、河川改修や道路排水整備等と連携しながら、総合的な雨水対策を推進する必要があります。</li> <li>○ 本市では、強い降雨が長時間続いた際に内水浸水が想定される区域等を示す内水ハザードマップを作成し、令和4（2022）年8月に公表しています。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度に、今後の内水排水対策整備の指標となる「須賀川市雨水管理総合計画」の修正を行うこととしており、今後は本計画に基づき、市街地における被害発生のおそれが高い地区を重点的に、雨水管渠や排水ポンプ施設及び地下貯留施設などの計画的な整備を進めます。また、既存の雨水排水施設の強化やポンプ場の改修を実施します。</li> <li>○ 局所的な浸水が頻発している館取町地区については、浸水対策の強化に向け、雨水排水施設であるゲートポンプや西川中央公園を雨水貯留施設として整備します。</li> <li>○ 内水ハザードマップの見直し業務を令和5（2023）年度に行い、対象地区にマップを配布します。</li> </ul>

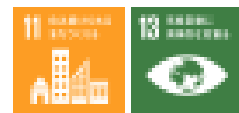
### 3 洪水・土砂災害ハザードマップの活用 【市民安全課、都市計画課】

▶ SDGs 11,13



<b>脆弱性評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風水害などの災害発生時、または発生するおそれがある場合に住民が自ら命を守るための行動を促すため、想定される浸水地域と土砂災害警戒区域等を記載した洪水・土砂災害ハザードマップを令和2（2020）年度に作成し、市内の全戸に配布しました。令和4年（2022）年9月、福島県が新たに一級河川「滑川」における浸水想定区域を指定したことから、本市洪水・土砂災害ハザードマップを改定のうえ、住民への周知及び対象地区住民に対して修正した洪水・土砂災害ハザードマップの配布が必要となります。</li> <li>○ 洪水・土砂災害ハザードマップの浸水想定区域を考慮し、地域特性に応じた都市居住の安全性の向上を図る立地適正化計画が求められています。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5（2023）年度に、一級河川「滑川」における浸水想定区域の対象地区住民へ、洪水・土砂災害ハザードマップを配布します。また、令和2（2020）年度に作成し、全戸配布した洪水・土砂災害ハザードマップについても、一級河川「滑川」における浸水想定区域の指定のほか、災害対策基本法の一部改正や気象に関する情報の追加など、全体的な見直しが必要であるため、今後、データの修正作業と洪水・土砂災害ハザードマップの全戸配布を実施していきます。</li> <li>○ 立地適正化計画について、洪水・土砂災害ハザードマップの浸水想定区域等を考慮し、浸水被害・土砂災害の検証及び想定される災害リスクの分析を行い、防災指針を策定し、令和3（2021）年度に公開しました。</li> </ul>

### 4 ため池の決壊等による被害の防止 【農政課、道路河川課】 ▶ SDGs 11,13



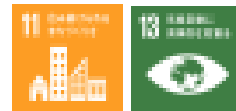
<b>脆弱性評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30（2018）年7月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点農業用ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元（2019）年7月）」、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2（2020）年10月）」が制定されました。本市においては、旧基準で藤沼ダム（藤沼湖）を含め5か所だった該当ため池が、新基準で74か所となり、そのすべてについて「ため池ハザードマップ」を作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要があります。また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要があります。</li> <li>○ 令和3（2021）年4月1日に福島県から移管された藤沼ダム（藤沼湖）は、継続的な管理に加え、多発する豪雨等による決壊（損壊）に備えた施設管理の必要があります。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。また、防災重点農業用ため池の劣化状況、地震耐性、豪雨体制調査を実施し、老朽・危険ため池の防災工事を計画的に進めます。</li> <li>○ 令和3（2021）年4月1日に福島県から移管された藤沼ダム（藤沼湖）においては、農業用水として利用している江花川沿岸土地改良区と連携を図りながら継続的かつ豪雨等による決壊（損壊）を防止するため、適正な貯水や施設管理の運営基盤を構築します。</li> </ul>

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1-3 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

1 土砂災害防止対策の推進 【市民安全課、道路河川課】 ▶ SDGs 11,13



- 脆弱性評価**
- 本市には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県により指定された土砂災害警戒区域等が84か所あり、市は地域住民と協働で避難経路等を検討し、洪水被害・土砂災害を想定した洪水・土砂災害ハザードマップを作成・配布しています。マップを活用して、土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。
  - 阿武隈川水系の釈迦堂川・江花川・滑川流域の、土砂・流木による被害を防ぐための砂防堰堤等の整備や、急傾斜地への擁壁設置など、土砂災害危険箇所への対策工事について、国・県に働きかけていく必要があります。
- 推進方針**
- 土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切な避難行動をとれるよう、土砂災害警戒区域周辺の地区住民に対し、洪水・土砂災害ハザードマップを活用した防災講話等を実施し、危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚を図ります。
  - 土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高い箇所から早期に対策を実施するよう、国・県に働きかけ、事業の促進を図ります。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても取り組みの強化を促します。

2 森林の多面的機能の保全 【農政課】 ▶ SDGs 11,13,15



- 脆弱性評価**
- 林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。一方で、多くの森林は戦後に造成した人工林が利用期を迎えており、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要があります。
  - 山地における斜面の崩落等による被害を防止するためには、危険な山腹斜面の安定化や治山ダムの整備を進める必要があります。
  - 森林の有する多面的機能の向上のため、林内の木材輸送を効率的に行うための林内路網の計画的な整備が必要です。
  - 本市では、2か所の林道橋梁を管理していますが、1橋については、架設後50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。
  - 国を代表する樹種である松は、土砂流出等の国土保全の機能を担っていますが、「マツ材線虫病」により枯れてしまうことから、媒介となっている「マツノマダラカミキリ」を駆除し、松を守っていく必要があります。






- 推進方針**
- 森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を支援します。

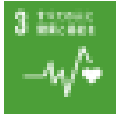


指標名	現状値(R3)	目標値(R7)
うつくしま森林再生事業整備率 (%)	78.2	100.0

- 山地災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・再度災害防止を推進します。
- 森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道路の整備を推進します。
- 「須賀川市林道施設長寿命化修繕計画」に基づき、耐震化と長寿命化を推進します。また、林道施設の点検を継続するとともに、耐震化と長寿命化にあたっては、点検結果に基づき、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。
- 松を守り、「マツノマダラカミキリ」からの被害を防ぐため、被害木の伐倒駆除及び薬剤くん蒸処理、地上・空中から薬剤の散布により被害の防止を図ります。

【事前に備えるべき目標】 1 直接死を最大限防ぐ	
1-4 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	
1 道路の除雪体制の強化 【道路河川課】 ▶ SDGs 11 	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内道路交通の混乱を防ぐためには、国道・県道の管理者と連携した計画的な除雪の体制を整える必要があります。</li> <li>○ 大雪時に、災害対策基本法（令和3年（2021）年5月改正）に基づく緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策が実施される場合にも、道路管理者間で連携して対応し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めを回避する必要があります。</li> <li>○ 本市では、各地元委託業者でエリア分けして除雪を行います。大雪時には降雪が少ない地区から多い地区へ応援するなど機動的な対応を行う必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雪時においても市内の主要道路の交通輸送を確保するため、国・県と積雪情報を共有するほか、国道・県道と近接する市道の除雪業者を統一するなど、効率的な除雪のための連携を強化します。</li> <li>○ 初動の早期化と令和元（2019）年度から導入したエリア分けしての応援による市道の除雪体制について、実施状況を検証しながら、その改善に努めます。</li> <li>○ 市所有の除雪用機械を計画的に更新するとともに、除雪業務の民間委託などを推進しながら、除雪能力を維持・強化します。</li> </ul>
2 路面の凍結防止対策 【道路河川課】 ▶ SDGs 11,17  	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険箇所にて凍結防止剤を散布する必要があります。</li> <li>○ 本市では、市役所に凍結防止剤を常備し、町内会等と協働して凍結防止剤を散布するほか、特に事故が多い箇所には直営又は業務委託により散布を行っていますが、引き続き路面凍結による事故防止を図る必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き町内会等との連携による凍結防止剤の散布を行いながら、坂道等の路面凍結による事故の防止に努めます。</li> </ul>
3 地域住民と連携した通学路等の除雪の推進 【道路河川課】 ▶ SDGs 11,17  	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の連携による通学路や歩道の除雪を実施するため、地域団体へ小型除雪機の貸出しを行っていますが、台数が限られているため貸出し制度の見直しが必要です。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小型除雪機の貸出し制度の見直しを行い、地域住民による組織的な通学路や歩道の除雪への支援を強化します。</li> </ul>

【事前に備えるべき目標】1 直接死を最大限防ぐ	
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
<b>1 住民への情報伝達手段の充実 【市民安全課、秘書広報課】</b> ▶ SDGs 9,10,11,13    	
脆弱性評価	○ 本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、防災行政無線のほか、災害情報共有システム（Lアラート）や「総合防災情報システム」等を活用し、テレビ、市ホームページ、エリアメール、ツイッター、LINE、ウルトラFMなどの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンやスマートフォンを持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段の確保が課題となっています。
推進方針	○ 迅速に災害情報を伝達するため、引き続き防災行政無線設備の定期的な点検などにより情報伝達手段の確保を図ります。また、情報伝達手段の多重化を図るとともに、その方法について周知していきます。 ○ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の世帯に屋内でも防災行政無線の放送内容を聞くことができる戸別受信機を配置し、情報伝達手段の強化を図ります。 ○ 避難指示等が出されたエリアの高齢者等に対する情報伝達体制について、検討を進めます。
<b>2 避難誘導體制の整備</b> <b>【市民安全課、社会福祉課、長寿福祉課、秘書広報課】</b> ▶ SDGs 3,10,11,17    	
<b>①避難場所・避難所の標識の設置 【市民安全課】</b>	
脆弱性評価	○ 災害時の住民の適切な避難を誘導するため、災害対策基本法（令和4年（2022）年6月改正）に適合した災害種別の表示や多言語表示の標識の設置が求められます。本市には現在214か所の緊急指定避難場所・指定避難所があることから、標識設置を検討する必要があります。
推進方針	○ 指定避難場所・避難所への標識設置・更新を検討します。また、防災講話の実施やマイ避難シートの作成を推進し、地域の特性に合わせた避難経路の確立を図り、住民の適切な避難誘導を促進します。
<b>②避難行動要支援者対策の推進 【市民安全課、社会福祉課、長寿福祉課】</b>	
脆弱性評価	○ 災害時に自ら避難することが困難な住民の安全を確保するため、「須賀川市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に対する「自助」・「共助」・「公助」の取り組みを推進し、地域（近隣）が連携した、情報伝達体制と避難行動支援体制の構築を進めています。一方で、避難行動要支援者の具体的な避難の計画（個別避難計画）において、地域の支援者が不足している状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。
推進方針	○ 避難行動要支援者への情報伝達と避難行動の支援のため、各地域における町内会や自主防災組織等と連携した共助の体制づくりを目指し、地区防災計画の作成を促進します。 ○ また、避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難計画の作成等を継続的に行うとともに、関係機関や事業所と連携を図り、避難行動要支援者に対する支援体制の構築を検討します。
<b>③外国人等の避難誘導 【市民安全課、秘書広報課】</b>	
脆弱性評価	○ 地理的に不慣れな外国人等が、発災時に適切に避難行動できるよう、わかりやすい日本語、多言語、ピクトグラムを用いたの避難所等の標識設置が求められます。
推進方針	○ 地理的に不慣れな外国人等の避難誘導のため、緊急指定避難場所や指定避難所へわかりやすい日本語、多言語、ピクトグラムを用いた標識設置を検討します。 ○ 須賀川市地域外国人雇用事業者連絡協議会を通じ、外国人労働者の避難誘導について周知を図ります。 ○ 英語等の外国語に対応した市ホームページから多言語に対応した気象庁や観光庁のホームページをリンクすることにより、外国人等への災害情報の提供を図ります。

<b>3 避難所等の充実 【市民安全課、社会福祉課、長寿福祉課】</b> <b>▶ SDGs 3,10,11</b>		  						
<b>①指定避難場所・避難所の確保 【市民安全課】</b>								
脆弱性評価	○ 本市では、想定される災害の状況や地区の人口等を勘案して、市内に112か所の指定緊急避難場所と102か所の指定避難所を指定しています。災害発生時の実際の避難状況や人口の分布・公共施設の配置などの変化を踏まえた見直しを行いながら、地区ごとに安全に避難できる避難所等を確保する必要があります。							
推進方針	○ 想定される災害の状況や地区の人口の状況を勘案して、引き続き地区ごとに住民が安全に少ない負担で避難できる指定避難場所・避難所を確保します。 ○ 公共施設等については、避難所としての役割などについて検討し、当該施設が有すべき防災上必要な機能を確保します。							
<b>②福祉避難所の確保 【社会福祉課、長寿福祉課】</b>								
脆弱性評価	○ 災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として公共施設を一次的福祉避難所とするとともに、特別養護老人ホーム等と協定を結び、要支援者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えてきましたが、このたびの国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正により、国の基準に適合した福祉避難所を指定福祉避難所と位置づけ、受け入れ対象者とともに事前公示することが求められています。							
推進方針	○ 国のガイドライン改正を踏まえ、指定福祉避難所の位置づけと避難対象とすべき方を明確にし、福祉避難所の運営方法を見直すとともに、住民の理解を得るよう周知します。 ○ 協定を結んでいる福祉施設との協定内容についても見直し、国の基準に適合するものは指定福祉避難所に位置付けるなど、要支援者等の円滑な受入体制を整えます。							
<b>4 避難路等の道路環境の整備 【道路河川課】 ▶ SDGs 10,11</b>		 						
脆弱性評価	○ 避難所等となる小中学校への通学路については、道路管理者、教育委員会、警察署等で行う交通安全プログラム通学路合同点検を実施し、安全対策を進める必要があります。 ○ 夜間や徒歩での移動を含めて安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要があります。また、生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路としての使用も想定し安全対策を進める必要があります。							
推進方針	○ 道路管理者、学校、警察等の関係機関が合同で危険箇所の点検を行い、カラー舗装化や外側線の 新設などにより、避難路ともなる通学路等の安全対策を推進します。また、生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路としての使用も想定して安全対策を進めます。 ○ 避難路となる主要な道路の整備にあたっては、歩道・自転車通行レーン等の設置により、多様な利用者が共存できる道路空間を形成し、安全な道路環境の創出に努めます。 ○ 本市の交通安全プログラムに位置づけられた歩道の整備を実施し、児童の交通安全を確保します。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R4)</th> <th>目標値(R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道1202号線 歩行空間整備延長 (m)</td> <td>0.0</td> <td>170.0</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R4)	目標値(R6)	市道1202号線 歩行空間整備延長 (m)	0.0	170.0	
指標名	現状値(R4)	目標値(R6)						
市道1202号線 歩行空間整備延長 (m)	0.0	170.0						

5 施設等における避難計画の作成等				
<b>【市民安全課、社会福祉課、長寿福祉課、健康づくり課、 こども課、学校教育課】 ▶ SDGs 3,11,13</b>				
<b>① 幼稚園・保育所等における避難確保計画の作成等 【こども課】</b>				
脆弱性評価	○ 幼稚園・保育所等に通う子どもたちの安全を確保するためには、想定される災害に応じた対応についての具体的計画（避難確保計画）の作成や防災訓練の実施が重要です。			
推進方針	○ 公立の幼稚園・保育所等においては、避難確保計画をより実効性のあるものにするため見直しを行いながら、災害時に備えて防災訓練等を繰り返し実施します。 ○ 私立の幼稚園・保育所等に対しては、計画作成等に有意義な情報の提供等を適宜行うとともに、訪問指導等を通じた確認を継続します。			
<b>② 学校における防災教育の推進及び避難確保計画の作成等 【学校教育課】</b>				
脆弱性評価	○ 児童・生徒が自らの命、身体の安全を守るため、学校行事、学級活動、教育活動の全体を通して、防災教育を実施する必要があります。 ○ 小中学校等に通う子どもたちの安全を確保するためには、想定される災害に応じた対応についての具体的計画（避難確保計画）の作成や防災訓練の実施が必要です。			
推進方針	○ 児童・生徒が防災を身近な問題として認識し、災害時に的確な判断の下に安全な行動ができる防災教育を推進します。 ○ 学校安全計画、危険等発生時対処要領については、全ての学校が作成しており、毎年、学校の実情に合わせた見直しを図っています。小中学校等においては、避難確保計画をより実効性のあるものにするため見直しを行いながら、災害時に備えて防災訓練等を定期的実施します。			
<b>③ 病院等における避難確保計画の作成等 【健康づくり課・市民安全課】</b>				
脆弱性評価	○ 水防法及び土砂災害防止法の改正（平成29（2017）年6月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の病院等の医療施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務となりました。 ○ 浸水想定区域の拡大により対象となる医療施設が増えており、未作成の施設に対して助言等の支援を行い、避難確保計画の作成を促進する必要があります。			
推進方針	○ 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の医療施設に対して、助言等の支援を行い、避難確保計画の作成を促進します。			
<b>④ 福祉施設における避難確保計画の作成等 【社会福祉課・長寿福祉課・市民安全課】</b>				
脆弱性評価	○ 福祉関係施設・事業所等においては、水防法と土砂災害防止法の改正（平成29（2017）年6月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成が必要です。			
推進方針	○ 福祉関係施設・事業所等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について確認・指導を引き続き行います。また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設については、令和元（2019）年の東日本台風（台風第19号）の際の状況を踏まえて、より迅速な避難が行われるよう、具体的かつ実効性のある避難確保計画の作成を促進します。			



6 地域防災力の向上 【市民安全課】 ▶ SDGs 11,13,17



①防災知識の普及と防災意識の高揚 【市民安全課】

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進し、その連携により地域防災力を高めることが重要です。</li> <li>○ 自主防災組織やコミュニティセンターの地域事業などを通して防災講話や防災訓練を繰り返し実施し、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域防災力を向上するため、防災関係機関による「公助」の取り組みを強化するとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進します。</li> <li>○ 防災講話の実施により防災についての知識の普及と意識の高揚を図ります。</li> <li>○ 関係機関が連携し、地域住民が主体となった地域防災訓練の実施を促進します。</li> </ul>

②自主防災組織等の活性化 【市民安全課】



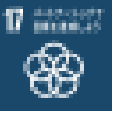


脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市では59%の町内会等で自主防災組織が結成されていますが、災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から各種訓練等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築する必要があります。また、事業所等においても従業員や利用者の安全を図るため、周辺地域の自主防災組織等も連携した組織的な防災活動が行われることが必要です。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内会等や事業所において、災害発生時に初期消火や避難誘導、負傷者の救出など、組織的かつ効果的な活動ができるよう、自主防災組織等の各種訓練の指導・支援等により、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進します。</li> </ul>






③地区防災計画の策定の促進 【市民安全課】

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法（令和4年（2022）年6月改正）において、地域住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が示されていることを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地域の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時の、避難行動要支援者等への避難の呼びかけや避難支援、救助・救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進します。</li> </ul>

④消防団の充実・強化 【市民安全課】

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少が進んでいます。</li> </ul>						
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PR活動を強化し、特に若者や女性の消防団加入を促進します。</li> <li>○ 消防団の活動に対する地域や事業者の理解・支援が得られる環境の創出を図ります。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標名</th> <th style="text-align: center;">現状値(R3)</th> <th style="text-align: center;">目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団協力事業所数（事業所）</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R3)	目標値(R9)	消防団協力事業所数（事業所）	63	70
指標名	現状値(R3)	目標値(R9)					
消防団協力事業所数（事業所）	63	70					

【事前に備えるべき目標】 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
1 非常用物資の確保 【市民安全課】 ▶ SDGs 11,13,17	
  	
① 備蓄による物資の確保 【市民安全課】	
脆弱性評価	○ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料、飲料水、毛布等の備蓄を行っています。今後も、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救援対策の充実を図って行く必要があります。
推進方針	○ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅避難者に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料、飲料水、毛布等の備蓄を行います。今後も、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救援対策の充実を図ります。
② 災害時応援協定による物資調達手段の確保 【市民安全課】	
脆弱性評価	○ 市単独による備蓄には限界があるため、食料、毛布、衣料、燃料等の避難生活上の必需品の供給について、市内の取扱業者と災害時応援協定を締結していますが、引き続き物資調達の体制を確実なものとしていく必要があります。
推進方針	○ 行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。
③ 住民による備蓄の促進 【市民安全課】	
脆弱性評価	○ 災害に備えた「自助」の取り組みとして、救援物資が届くまで、または、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭での備蓄を促進する必要があります。
推進方針	○ 「最低3日分、推奨1週間分」の食料と水など、発災時に当面必要となる物資を家庭で平時から備蓄するよう、広報誌やハザードマップへの掲載、防災講話等のあらゆる機会をとらえて啓発します。
2 緊急用耐震性飲料水貯水槽の充実 【市民安全課】 ▶ SDGs 6,11	
 	
脆弱性評価	○ 本市の災害時の飲料水の確保を図るため、緊急用耐震性飲料水貯水槽の設置を進めるとともに、既に設置済みの施設についても維持管理を行う必要があります。
推進方針	○ 災害時における非常用飲料水の迅速かつ的確な供給のため、既設施設の適切な維持管理に努めるとともに、緊急用耐震性飲料水貯水槽の各地区最低1か所設置を検討します。




3 水道施設の耐震化等（長寿命化）【水道施設課】 ▶ SDGs 6,11											
① 基幹施設・基幹管路の耐震化 【水道施設課】											
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定して水道水を供給するため、「水道ビジョンすかがわ2030」に基づき水道施設の耐震化を進めています。水道は平常時、有事にかかわらず常に必要とされるライフラインであり、いつでも安心して安全な水道水を供給できるように浄水施設及び基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の更新を行う必要があります。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「水道ビジョンすかがわ2030」に基づき耐震化を推進します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="279 510 1327 633"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R4)</th> <th>目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水施設の耐震化率 (%)</td> <td>91.2</td> <td>94.4</td> </tr> <tr> <td>基幹管路の耐震化率 (%)</td> <td>51.0</td> <td>56.0</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	浄水施設の耐震化率 (%)	91.2	94.4	基幹管路の耐震化率 (%)	51.0
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)									
浄水施設の耐震化率 (%)	91.2	94.4									
基幹管路の耐震化率 (%)	51.0	56.0									
② 老朽化した水道管の更新 【水道施設課】											
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災などの非常時においても水道水の一定の供給を確保するため、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を耐震性のある管へと優先的に更新し、災害に強い配水管網を構築する必要があります。更新需要の長期的な平準化を考慮して、計画的に老朽管の更新を行う必要があります。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「水道ビジョンすかがわ2030」に基づき、老朽管の更新を推進します。</li> </ul>										
4 防災拠点となる「道の駅」の整備 【都市計画課、農政課】 ▶ SDGs 11											
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「道の駅」は広い駐車場やトイレ、倉庫を有することや地理的に不慣れな道路利用者にも認知度が高いことから、大規模災害時には緊急避難場所等として活用できる機能を持っています。牡丹台アムニティ地区に整備予定の「道の駅」について、災害情報の提供、再生可能エネルギーによる非常用電源設備の確保など、多面的な防災拠点機能の付加が必要となります。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牡丹台アムニティ地区に整備予定の「道の駅」について、道路利用者等の一時避難や道路の規制・被災情報の提供を可能にするとともに、再生可能エネルギーによる非常用電源設備の設置など、機能の付加を検討し、災害時に外来者の避難場所となる「道の駅」を整備します。</li> </ul>										
5 非常用物資の供給ルート確保 【道路河川課、都市計画課】 ▶ SDGs 11,13											
① 緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）【道路河川課】											
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。</li> <li>○ 本市では、市道の舗装路面や道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について点検を実施しています。市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を着実に進める必要があります。</li> </ul>										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。</li> <li>○ 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行います。</li> </ul>										

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化）【道路河川課】								
脆弱性評価	○ 本市では406か所の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40から50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理と長寿命化対策を計画的に進める必要があります。							
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、幹線市道橋や跨線橋等の重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と長寿命化を推進します。</li> <li>○ 実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">現状値(R4)</th> <th style="width: 20%;">目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）</td> <td>7.1</td> <td>60.7</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）	7.1	60.7
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)						
橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）	7.1	60.7						
③無電柱化の推進【道路河川課、都市計画課】								
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、主要な国道や県道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。</li> <li>○ 地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。</li> </ul>							
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。</li> <li>○ 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道や県道の都市計画道路須賀川駅並木町線の無電柱化を促進します。</li> </ul>							
④街路樹の管理＜再掲＞【道路河川課】								
脆弱性評価	○ 街路樹の老朽化や腐食等による倒木は、道路閉塞の原因となることから、計画的に適正な維持管理を行う必要があります。							
推進方針	○ 街路樹の倒木による道路通行の妨げとなる事態を避けるため、平時から点検パトロールを行い、「須賀川市街路樹管理計画」に基づく街路樹の適正な整備、更新と維持管理に努めます。							

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

<p>1 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【道路河川課、都市計画課】</p> <p style="text-align: right;">▶ SDGs 11</p> 	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。</li> <li>○ 平成30（2018）年には、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、「重要物流道路制度」が創設、令和3（2021）年には、概ね20から30年の中長期的な観点から、「福島県新広域交通計画」が策定され、これに先立ち、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「福島県新広域道路交通ビジョン」が策定されたことから、これらの考えに基づき、国・県・近隣市町村と連携し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時の道路ネットワークの維持には市道の整備の外、国道及び県道の整備が必要なことから、これら道路の管理者に対し着実な道路整備を求めています。</li> <li>○ 国道4号の渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される都市計画道路関下一里坦線（市道 I -14号線）等の整備を推進します。</li> <li>○ 市道 I -2号線や市道 I -18号線の外、須賀川駅西地区と国道4号を結ぶ市道1104号線など、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。</li> <li>○ 道路ネットワークのあり方について調査検討し、有効な事業の計画の策定を進めます。</li> </ul>
<p>2 道路管理者間の連携体制の確保 【道路河川課】 ▶ SDGs 11,17</p>  	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応する必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。</li> </ul>

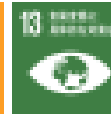
【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

1 須賀川地方広域消防組合との連携強化 【市民安全課】

▶ SDGs 11,13,17



脆弱性評価

○ 大規模災害時には消防力が低下することが想定されることから、あらゆる災害に対応できるよう、平時から須賀川地方広域消防組合との連携が重要です。

推進方針

- 須賀川地方広域消防組合との連携を図りながら、常備消防力の強化を図ります。
- ・ 消防本部・須賀川消防署の建替え又は移転
- ・ 高規格車両（救急・消防・救助車両）の更新
- ・ 防災行政無線支局の設置
- ・ 防災訓練等の実施、大規模災害時における相互応援協定に基づく訓練の実施、県防災訓練等の参加
- ・ 医療機関との連携による救急搬送の円滑な受け入れ態勢の強化
- ・ 普通救命講習等を開催し、市民の応急救護知識・技術習得の促進

2 消防団の充実・強化 <再掲> 【市民安全課】

▶ SDGs 11,13,17








脆弱性評価





○ 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少が進んでいます。

推進方針

- PR活動を強化し、特に若者や女性の消防団加入を促進します。
- 消防団の活動に対する地域や事業者の理解・支援が得られる環境の創出を図ります。

指標名	現状値(R4)	目標値(R9)
消防団協力事業所数（事業所）	63	70

【事前に備えるべき目標】 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	
<b>1 災害医療ネットワークの確立 【健康づくり課】</b> ▶ SDGs 3,11,17   	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークを構築する必要があります。</li> <li>・ 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制を構築する必要があります。</li> <li>・ 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、後方医療体制を整備する必要があります。</li> <li>・ 医療等が不足する場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援を県に要請することとしますが、受援とマネジメントの体制を確立する必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図ります。</li> <li>・ 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図ります。</li> <li>・ 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、後方医療体制の整備を推進します。</li> <li>・ 医療等が不足する場合は災害派遣医療チーム（DMAT）等の受援とマネジメント体制の構築を図ります。</li> </ul>
<b>2 医療器具・医薬品の確保 【健康づくり課】</b> ▶ SDGs 3,11,17   	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしています。</li> <li>○ 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等については、医師会等の協力を得て、内容品等について精査のうえ配備を進めていく必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図ります。</li> <li>○ 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等については、医師会等の協力を得て、配備を検討します。</li> </ul>
<b>3 福祉避難所の確保 &lt;再掲&gt; 【社会福祉課、長寿福祉課】</b> ▶ SDGs 3,10,11   	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として公共施設を一次的福祉避難所とするとともに、特別養護老人ホーム等と協定を結び、要支援者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えてきましたが、このたびの国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正により、国の基準に適合した福祉避難所を指定福祉避難所と位置づけ、受け入れ対象者とともに事前公示することが求められています。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国のガイドライン改正を踏まえ、指定福祉避難所の位置づけと避難対象とすべき方を明確にし、福祉避難所の運営方法を見直すとともに、住民の理解を得るよう周知します。</li> <li>○ 協定を結んでいる福祉施設との協定内容についても見直し、国の基準に適合するものは指定福祉避難所に位置付けるなど、要支援者等の円滑な受入体制を整えます。</li> </ul>






<b>4 福祉人材の確保 【社会福祉課、長寿福祉課、人事課】</b> <b>▶ SDGs 3,11,17</b>   							
脆弱性評価	○ 避難者への助言等のために必要な福祉専門職員が不足する場合は、県から災害派遣福祉チームの派遣を受けることができますが、受援体制を整備する必要があります。						
推進方針	○ 県と連携して災害派遣福祉チームの受援体制を整備し、災害時の福祉人材の確保を図ります。それでもなお福祉人材が不足する場合は、市町村相互応援協定を活用し人材の確保を図ります。						
<b>5 支援ルートの確保 【道路河川課、都市計画課】 ▶ SDGs 11,13</b>  							
<b>①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）＜再掲＞ 【道路河川課】</b>							
脆弱性評価	○ 大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。 ○ 本市では、市道の舗装路面や道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について点検を実施しています。市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を着実に進める必要があります。						
推進方針	○ 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。 ○ 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行います。						
<b>②道路橋梁の耐震化等（長寿命化）＜再掲＞ 【道路河川課】</b>							
脆弱性評価	○ 本市では406か所の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40から50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理と長寿命化対策を計画的に進める必要があります。						
推進方針	○ 災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、幹線市道橋や跨線橋等の重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と長寿命化を推進します。 ○ 実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R4)</th> <th>目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁長寿命化修繕計画における修繕率 (%)</td> <td>7.1</td> <td>60.7</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	橋梁長寿命化修繕計画における修繕率 (%)	7.1	60.7
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)					
橋梁長寿命化修繕計画における修繕率 (%)	7.1	60.7					
<b>③無電柱化の推進＜再掲＞ 【道路河川課、都市計画課】</b>							
脆弱性評価	○ 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、主要な国道や県道において、道路幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。 ○ 地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。						
推進方針	○ 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。 ○ 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道や県道の都市計画道路須賀川駅並木町線の無電柱化を促進します。						

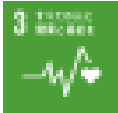








④街路樹の管理 <再掲> 【道路河川課】	
脆弱性評価	○ 街路樹の老朽化や腐食等による倒木は、道路閉塞の原因となることから、計画的に適正な維持管理を行う必要があります。
推進方針	○ 街路樹の倒木による道路通行の妨げとなる事態を避けるため、平時から点検パトロールを行い、「須賀川市街路樹管理計画」に基づく街路樹の適正な整備、更新と維持管理に努めます。

【事前に備えるべき目標】 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-5 被災地における感染症等の大規模発生	
<b>1 避難所等における感染症等の拡大防止 【市民安全課、健康づくり課】 ▶ SDGs 3</b> 	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症等が、災害時にまん延することは避けなくてはならない事態であり、手指消毒用アルコールやマスク、パーテーションなどを準備しています。避難所における感染症拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペース等の確保、受付窓口や健康観察等での感染兆候の確認による早期発見が必要です。</li> <li>○ 平時においては、予防接種（ワクチン）の接種率向上、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及、分散避難による避難者の集中を回避するなど、事前対策が必要です。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所環境の悪化による感染症の拡大防止のため、避難所における空間の分離や感染兆候の早期発見等の体制について検討するとともに、平時より、予防接種の実施、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及を行い、市民一人ひとりの感染症予防・まん延防止対策を促進します。</li> <li>○ 避難所での受け入れを拒むものではないことを前提に、親戚・知人宅等への分散避難の有効性について、防災講話等を通じ、住民へ周知します。</li> </ul>
<b>2 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策 【健康づくり課】 ▶ SDGs 3,10</b>  	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により床上浸水被害等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性があります。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要です。また、市民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 床上浸水被害等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材を計画的に備蓄するとともに、対応にあたる職員の育成を図ります。また、感染症拡大防止のための知識や情報を市民に普及・啓発するなど、市民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を検討します。</li> </ul>
<b>3 汚水処理の不全による衛生環境悪化の防止 【下水道施設課】 ▶ SDGs 6,11</b>  	
<b>① 下水道施設の耐震化 【下水道施設課】</b>	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市における下水道施設は、東日本大震災では、公共下水道の管路が11,208m、マンホール150か所、農業集落排水の管路が27,522m、マンホール469か所で被害が発生し管路の液状化対策を講じた復旧を行いました。今後は大震災以降に建築された処理場を除き、耐震診断を検討する必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため、「須賀川市下水道施設地震対策計画」の検討や、「須賀川市公共施設等個別施設計画」に基づき、耐震化を含めた計画を検討します。</li> </ul>

②持続可能な下水道事業の展開 【下水道施設課】									
脆弱性評価	<p>○ 本市の汚水処理人口普及率は83.7%（令和3（2021）年度末）で、未普及の解消が引き続き課題となっており、その一方で、管渠や処理場等の老朽化、また、人口減少等による財政的制約が厳しくなっています。そのため、施設の集約化と併せて、予防保全型の維持管理や計画的な修繕により老朽化対策を着実に進めるとともに、効率的な経営手法の導入により下水道経営基盤を強化し、長期的な展望のもと下水道事業を展開していく必要があります。</p>								
推進方針	<p>○ 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、長期的に事業費の平準化を図りながら、維持管理と計画的な修繕等により老朽化対策を推進します。</p> <p>○ アセットマネジメント手法により、中長期的な視点に立って計画的、効率的な管理を検討し、持続可能な下水道経営基盤を構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">現状値(R4)</th> <th style="width: 20%;">目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率（%）</td> <td style="text-align: center;">83.7</td> <td style="text-align: center;">87.5</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	汚水処理人口普及率（%）	83.7	87.5
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)							
汚水処理人口普及率（%）	83.7	87.5							
③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 【下水道施設課】									
脆弱性評価	<p>○ し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成12（2000）年度の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されましたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいます。公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。</p>								
推進方針	<p>○ 公共用水域の水質保全、感染症のまん延防止を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">現状値(R4)</th> <th style="width: 20%;">目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換による合併処理浄化槽設置基数（基）</td> <td style="text-align: center;">2,017</td> <td style="text-align: center;">2,167</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	転換による合併処理浄化槽設置基数（基）	2,017	2,167
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)							
転換による合併処理浄化槽設置基数（基）	2,017	2,167							

【事前に備えるべき目標】 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
1 非常用物資の確保<再掲> 【市民安全課】 ▶ SDGs 11,13,17	
  	
① 備蓄による物資の確保 <再掲> 【市民安全課】	
脆弱性評価	○ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料、飲料水、毛布等の備蓄を行っています。今後も、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救援対策の充実を図って行く必要があります。
推進方針	○ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅避難者に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料、飲料水、毛布等の備蓄を行います。今後も、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救援対策の充実を図ります。
② 災害時応援協定による物資調達 <再掲> 【市民安全課】	
脆弱性評価	○ 市単独による備蓄には限界があるため、食料、毛布、衣料、燃料等の避難生活上の必需品の供給について、市内の取扱業者と災害時応援協定を締結していますが、引き続き物資調達の体制を確実なものとしていく必要があります。
推進方針	○ 行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。
③ 住民による備蓄の促進<再掲> 【市民安全課】	
脆弱性評価	○ 災害に備えた「自助」の取り組みとして、救援物資が届くまで、または、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭での備蓄を促進する必要があります。
推進方針	○ 「最低3日分、推奨1週間分」の食料と水など、発災時に当面必要となる物資を家庭で平時から備蓄するよう、広報誌やハザードマップへの掲載、防災講話等のあらゆる機会をとらえて啓発します。
2 緊急用耐震性飲料水貯水槽の充実 <再掲> 【市民安全課】 ▶ SDGs 6,11	
 	
脆弱性評価	○ 本市の災害時の飲料水の確保を図るため、緊急用耐震性飲料水貯水槽の設置を進めるとともに、既に設置済みの施設についても維持管理を行う必要があります。
推進方針	○ 災害時における非常用飲料水の迅速かつ的確な供給のため、既設施設の適切な維持管理に努めるとともに、緊急用耐震性飲料水貯水槽の各地区最低1か所設置を検討します。

<b>3 災害医療ネットワークの確立&lt;再掲&gt; 【健康づくり課】</b> <b>▶ SDGs 3,11,17</b>   	
<b>脆弱性評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークを構築する必要があります。</li> <li>・ 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制を構築する必要があります。</li> <li>・ 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、後方医療体制を整備する必要があります。</li> <li>・ 医療等が不足する場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援を県に要請することとしますが、受援とマネジメントの体制を確立する必要があります。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図ります。</li> <li>・ 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図ります。</li> <li>・ 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、後方医療体制の整備を推進します。</li> <li>・ 医療等が不足する場合は災害派遣医療チーム（DMAT）等の受援とマネジメント体制の構築を図ります。</li> </ul>
<b>4 医療器具・医薬品の確保 &lt;再掲&gt; 【健康づくり課】</b> <b>▶ SDGs 3,11,17</b>   	
<b>脆弱性評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしています。</li> <li>○ 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等については、医師会等の協力を得て、内容品等について精査のうえ配備を進めていく必要があります。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図ります。</li> <li>○ 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等については、医師会等の協力を得て、配備を検討します。</li> </ul>
<b>5 学校施設の耐震化等 &lt;再掲&gt; 【教育総務課】 ▶ SDGs 11</b> 	
<b>脆弱性評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難場所等となることから、その安全性の確保は喫緊の課題です。本市は、学校施設の耐震化を計画的に進め、構造体の耐震化率は100%となっています。また、小中学校の老朽化したトイレの洋式化、一般教室及び特別教室への空調設備の設置については、令和元（2019）年度に完了しています。今後は、老朽化している校舎と屋内運動場を「須賀川市学校施設長寿命化計画」により施設の長寿命化改良工事を計画的に進めていく必要があります。</li> </ul>
<b>推進方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化している学校施設（校舎及び屋内運動場）については、「須賀川市学校施設長寿命化計画」により計画的に施設の長寿命化を図っていきます。校舎については、西袋第一小学校・柏城小学校・第一中学校の順に長寿命化改良工事を実施します。災害時における地域の防災拠点としての機能を有する屋内運動場については、西袋第一小学校の屋内運動場は児童数に対し面積が著しく狭いため改築することとし、防災拠点と避難所機能の強化を図っていきます。西袋第一小学校以外の学校の屋内運動場については、必要に応じ増築等も含めた長寿命化を図りながら、防災拠点と避難所機能の強化を計画的に図っていきます。</li> </ul>

<b>6 福祉避難所の確保 &lt;再掲&gt; 【社会福祉課、長寿福祉課】</b> <b>▶ SDGs 3,11</b>   	
脆弱性評価	○ 災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として公共施設を一次的福祉避難所とするとともに、特別養護老人ホーム等と協定を結び、要支援者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えてきましたが、このたびの国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正により、国の基準に適合した福祉避難所を指定福祉避難所と位置づけ、受け入れ対象者とともに事前公示することが求められています。
推進方針	○ 国のガイドライン改正を踏まえ、指定福祉避難所の位置づけと避難対象とすべき方を明確にし、福祉避難所の運営方法を見直すとともに、住民の理解を得るよう周知します。 ○ 協定を結んでいる福祉施設との協定内容についても見直し、国の基準に適合するものは指定福祉避難所に位置付けるなど、要支援者等の円滑な受入体制を整えます。
<b>7 福祉人材の確保 &lt;再掲&gt; 【社会福祉課、長寿福祉課、人事課】</b> <b>▶ SDGs 3,11,17</b>   	
脆弱性評価	○ 避難者への助言等のために必要な福祉専門職員が不足する場合は、県から災害派遣福祉チームの派遣を受けることができますが、受援体制を整備する必要があります。
推進方針	○ 県と連携して災害派遣福祉チームの受援体制を整備し、災害時の福祉人材の確保を図ります。、それでもなお福祉人材が不足する場合は、市町村相互応援協定を活用し人材の確保を図ります。
<b>8 市営住宅の空き家の活用 【建築住宅課】 ▶ SDGs 11</b> 	
脆弱性評価	○ 本市が管理する1,046戸（R4.4.1現在）の市営住宅等のうち、10%が募集空き家（政策空き家は除く）となっており、大規模災害時には被災者の居住の安定を確保するため一時的住居として活用しています。一方で、修繕予算の不足により、即時に入居できる状態の空き家が少ないため、修繕を施した良好な状態の空き家を一定程度ストックしておく必要があります。
推進方針	○ 大規模災害時に被災者の居住の安定を確保するため、効率的な修繕により市営住宅の修繕戸数を増やし、定期募集・随時募集の需要や必要性も十分勘案しながら、即時に入居できる状態の空き家を一定程度ストックします。

【事前に備えるべき目標】 3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1 業務継続に必要な体制の整備 【市民安全課】 ▶ SDGs 11



脆弱性評価	<p>○ 本市は、大規模災害発生時に市職員が自らも被災した場合であっても、災害応急対応にあたる一方で、停滞すると市民生活に著しい影響を及ぼす通常業務については継続しなければなりません。</p> <p>○ 災害時に、応急対応と優先的に実施すべき通常業務を効率的かつバランスよく両立させるため、平成31(2019)年1月に「須賀川市大規模災害時における業務継続計画」を策定しており、それに基づく業務継続体制を確実なものとする必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 大規模災害発生時に市自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実行性を高める取り組みを推進していきます。災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備の促進を図ります。</p>

2 コミュニティセンター・市民サービスセンターの耐震化等 <再掲>

【市民協働推進課、長沼・岩瀬市民サービスセンター】 ▶ SDGs 11



脆弱性評価	<p>○ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、長沼・岩瀬市民サービスセンター、地域の防災拠点となる各コミュニティセンター（8施設）について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 災害時において、地域の防災拠点となる各コミュニティセンターや長沼・岩瀬市民サービスセンターの機能を確保するため、「須賀川市公共施設等個別施設計画」を踏まえ、建物の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。また、その際に各地区の状況に応じて災害対応に関する設備設置を推進します。</p> <p>○ 築30年を超えている施設が7箇所あり、非常用自家発電設備については、稲田コミュニティセンター、大東コミュニティセンター、岩瀬市民サービスセンター（コミュニティセンター）に配備されています。</p>

3 市町村相互応援体制の推進 【市民安全課、人事課】 ▶ SDGs 17



脆弱性評価	<p>○ 大規模災害に市単独では十分な対応が困難な場合に備え、神奈川県座間市、北海道長沼町、大阪府豊中市、埼玉県朝霞市等と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。また、速やかな他の地方公共団体等への応援要請や応援の申出に対する迅速な受け入れ調整を図るとともに、多方面からの人的・物的資源を最大限かつ効果的に活かすため、受入れ手順等の体制整備や応援を受ける業務（受援対象業務）の選定、応援要請のための準備等を定めた「須賀川市受援計画」を策定しており、引き続きこの取り組みを継続し応援体制の強化を図って行く必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する地方自治体との間で、各種会議や訓練等を通じて、応援体制の強化を図ります。また、被災市区町村応援職員確保システムの活用や「須賀川市受援計画」の見直しなどにより、人材の確保を図ります。</p>

4 こおりやま広域連携中枢都市圏における災害発生時の相互（対口）支援  
 【企画政策課、人事課、市民安全課】 ▶ SDGs 17



脆弱性評価

○ 災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化の外、総務省の対口支援を補完するものとして、地理的に隣接する「こおりやま広域連携中枢都市圏」の強みを生かし迅速かつきめ細やかな支援体制を構築する必要があります。  
 ※ 対口支援  
 あらかじめ支援する相手方等を定め、災害等が発生した際に、柔軟かつ迅速に支援する仕組みのこと。

推進方針

○ 連携協約における「災害対策・住民の安心安全の確保」により、河川洪水、土砂災害、噴火等の災害種別に応じて対口支援体制を定め、災害発生時に被災市町村の要請のもとに対口支援を行います。  
 ○ 対口支援ブロックを基本とし、構成市町村内での職員の派遣を行います。災害発生時は、速やかに必要な職種、人数、期間について支援側に要請し、構成市町村内で調整のうえ、職員を派遣します。また、必要に応じてブロック間での対口支援も行います。

ブロック名	構成市町村
Aブロック	二本松市、本宮市、猪苗代町、大玉村、磐梯町
Bブロック	郡山市、田村市、三春町、小野町
Cブロック	須賀川市、鏡石町、天栄村
Dブロック	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町



【事前に備えるべき目標】 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
<b>1 情報通信設備の耐災害性の強化</b> 【情報政策課】 ▶ SDGs 9,11  	
脆弱性評価	○ 地震や地域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があります。市役所本庁舎においては非常用自家発電設備により電源を確保していますが、重要なネットワーク機器の運用管理の見直し等を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る必要があります。
推進方針	○ 情報通信設備の耐災害性を強化するため、市役所本庁舎に設置しているサーバについて、超集約型基盤(HCI)への統合や民間データセンターへのハウジング、ホスティング委託の活用、ガバメントクラウドへの移行等を実現し、重要ネットワーク機器の運用管理の見直しを進めます。
<b>2 情報システムの業務継続体制 (ICT-BCP) の強化</b> 【情報政策課】 ▶ SDGs 9,11,13   	
脆弱性評価	○ 大規模災害時の災害応急対応や重要通常業務の継続、早期の復旧の遂行のためには、それらの業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠な基盤となります。本市では令和2(2020)年4月に「須賀川市ICT部門の業務継続計画」を策定しており、これに基づく業務継続体制を確実なものにする必要があります。
推進方針	○ 職員の教育や訓練の実施等を通じて、「須賀川市ICT部門の業務継続計画」に基づき、情報システムやネットワークの稼働継続、早期復旧のための体制を強化します。
<b>3 須賀川地方広域消防組合との連携強化 &lt;再掲&gt;</b> 【市民安全課】 ▶ SDGs 11,13,17   	
脆弱性評価	○ 大規模災害時には消防力が低下することが想定されることから、あらゆる災害に対応できるよう、平時から須賀川地方広域消防組合との連携が重要です。
推進方針	○ 須賀川地方広域消防組合との連携を図りながら、常備消防力の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部・須賀川消防署の建替え又は移転</li> <li>・ 高規格車両(救急・消防・救助車両)の更新</li> <li>・ 防災行政無線支局の設置</li> <li>・ 防災訓練等の実施、大規模災害時における相互応援協定に基づく訓練の実施、県防災訓練等の参加</li> <li>・ 医療機関との連携による救急搬送の円滑な受け入れ態勢の強化</li> <li>・ 普通救命講習等を開催し、市民の応急救護知識・技術習得の促進</li> </ul>

【事前に備えるべき目標】 4

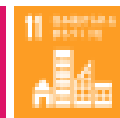
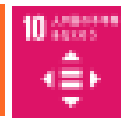
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

1 住民への情報伝達手段の充実 <再掲>

【市民安全課、秘書広報課】

▶ SDGs 9,10,11,13



脆弱性評価

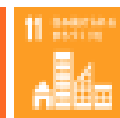
○ 本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、防災行政無線のほか、災害情報共有システム（Lアラート）や「総合防災情報システム」等を活用し、テレビ、市ホームページ、エリアメール、ツイッター、LINE、ウルトラFMなどの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンやスマートフォンを持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段の確保が課題となっています。

推進方針

- 迅速に災害情報を伝達するため、引き続き防災行政無線設備の定期的な点検などにより情報伝達手段の確保を図ります。また、情報伝達手段の多重化を図るとともに、その方法について周知していきます。  
浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の世帯に屋内でも防災行政無線の放送内容を聞くことができる戸別受信機を配置し、情報伝達手段の強化を図ります。
- 避難指示等が出されたエリアの高齢者等に対する情報伝達体制について、検討を進めます。

2 災害時の情報収集・通信の協力体制の確保 【市民安全課】

▶ SDGs 9,11,17

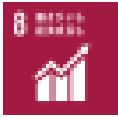









脆弱性評価

○ 各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時の多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保していますが、停電や情報システムの中断が生じた際の災害の情報収集・通信体制の強化が必要です。

推進方針

- 各関係機関等との災害時応援協定により、情報の提供や情報収集・通信手段の提供を受けられる体制を確保し、停電や情報システムの中断等が生じることも想定した災害の情報収集・通信体制の強化を図ります。  
また、災害発生時には国土交通省東北地方整備局、福島県、消防、警察等のリエゾン派遣を受け、情報収集を行います。

【事前に備えるべき目標】 5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	
<b>1 企業の事業継続力強化の支援</b> 【商工課】 ▶ SDGs 8,9,13   	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模自然災害時に、企業の事業活動が継続され、経済活動の停滞を招かないようにするため、地域内企業の関係を強化する必要があります。</li> <li>○ 大規模災害に伴う経済環境の急変等により、影響を受けた企業に対して金融支援に取り組むとともに、各種支援制度の迅速な情報提供を行う必要があります。</li> <li>○ 大規模な自然災害の発生は、サプライチェーン全体に大きな影響を及ぼし、企業の事業活動が停滞するおそれがあるため、安定した物品等の調達を維持するための物流施設等を設置する産業団地等を整備する必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模自然災害時に、経済活動の保持・早期回復を図るためには、事業継続計画（BCP）の策定に向けた取り組みが必要であることから、地域内企業の連携を強化します。</li> <li>○ 大規模災害に伴う経済環境の急変等により、影響を受けた企業の実態を迅速に把握したうえで、金融支援をはじめとした各種支援制度の情報提供を実施します。</li> <li>○ 大規模な自然災害の発生は、サプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすことから、安定した物品等の調達を維持するための物流施設等を設置する産業団地等の整備を推進します。</li> </ul>
<b>2 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 &lt;再掲&gt;</b> 【道路河川課、都市計画課】 ▶ SDGs 11 	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。</li> <li>○ 平成30（2018）年には、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、「重要物流道路制度」が創設、令和3（2021）年には、概ね20から30年の中長期的な観点から、「福島県新広域交通計画」が策定され、これに先立ち、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「福島県新広域道路交通ビジョン」が策定されたことから、これらの考えに基づき、国・県・近隣市町村と連携し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時の道路ネットワークの維持には市道の整備の外、国道及び県道の整備が必要なことから、これら道路の管理者に対し着実な道路整備を求めています。</li> <li>○ 国道4号の渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される都市計画道路関下一里坦線（市道 I-14号線）等の整備を推進します。</li> <li>○ 市道 I-2号線や市道 I-18号線の外、須賀川駅西地区と国道4号を結ぶ市道1104号線など、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。</li> <li>○ 道路ネットワークのあり方について調査検討し、有効な事業の計画の策定を進めます。</li> </ul>
<b>3 緊急輸送道路等の強化</b> 【道路河川課、都市計画課】 ▶ SDGs 11,13  	
<b>①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化） &lt;再掲&gt;</b> 【道路河川課】	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。</li> <li>○ 本市では、市道の舗装路面や道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について点検を実施しています。市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を着実に進める必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行います。</li> </ul>

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化）＜再掲＞ 【道路河川課】							
脆弱性評価	○ 本市では406か所の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40から50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理と長寿命化対策を計画的に進める必要があります。						
推進方針	○ 災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、幹線市道橋や跨線橋等の重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と長寿命化を推進します。 実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R4)</th> <th>目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）</td> <td>7.1</td> <td>60.7</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）	7.1	60.7
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)					
橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）	7.1	60.7					
③無電柱化の推進＜再掲＞ 【道路河川課、都市計画課】							
脆弱性評価	○ 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、主要な国道や県道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。 ○ 地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。						
推進方針	○ 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。 ○ 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道や県道の都市計画道路須賀川駅並木町線の無電柱化を促進します。						
④街路樹の管理＜再掲＞ 【道路河川課】							
脆弱性評価	○ 街路樹の老朽化や腐食等による倒木は、道路閉塞の原因となることから、計画的に適正な維持管理を行う必要があります。						
推進方針	○ 街路樹の倒木による道路通行の妨げとなる事態を避けるため、平時から点検パトロールを行い、「須賀川市街路樹管理計画」に基づく街路樹の適正な整備、更新と維持管理に努めます。						
4 道路管理者間の連携体制の確保＜再掲＞ 【道路河川課】 ▶ SDGs 11,17							
	 						
脆弱性評価	○ 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応する必要があります。						
推進方針	○ 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。						

5 - 2 食料等の安定供給の停滞

1 農業水利施設の長寿命化・防災減災 【農政課】 ▶ SDGs 2,11



**脆弱性評価**

○ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、設置から長い年月が経過し、老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の補修や更新を進める必要があります。

**推進方針**

○ 県営事業との連携も図りながら老朽化した農業水利施設等の補修や更新を進めます。また、受益者が無く農用地として利用しないため池を埋め立て廃止等することにより、水難事故やため池決壊等の災害の未然防止を図ります。

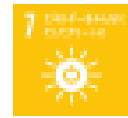
指標名	現状値(R3)	目標値(R7)
かんがい被害防止面積進捗率 (%)	着手(R2着手)	100
ため池決壊被害防止面積進捗率 (%)	着手(R2着手)	100

【事前に備えるべき目標】 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

1 再生可能エネルギーの導入拡大 【環境課】 ▶ SDGs 7



脆弱性評価

○ 大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要があります。本市では、市民の住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助をしています。今後は、固定価格買取終了後の再生可能エネルギー設備の普及について検討を進める必要があります。

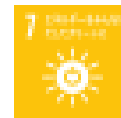
推進方針

○ 市民の住宅用太陽光発電システムの設置を引き続き支援し、再生可能エネルギーの普及を推進します。  
 ○ 災害発生時に避難所や防災拠点となる公共施設での、自立的なエネルギー確保のため、施設の整備・改修等に併せて太陽光発電システム等の導入を推進しています。拠点指定避難所46施設のうち、19施設で導入されており、導入率は41.3%となっています。  
 ○ 今後も「須賀川市環境基本計画」に基づき、環境負荷の軽減及び災害時の対応のため、公共施設への太陽光発電設備等の整備・導入を推進します。

指標名	現状値(R3)	目標値(R9)
住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助事業（件）	2,025	2,300

2 災害時応援体制の整備（エネルギー供給等）【市民安全課】

▶ SDGs 7,11,17



脆弱性評価

○ 災害発生時に防災拠点や避難所、緊急車両等で必要となる燃料等を確保するため、福島県石油商業組合須賀川支部と協定を締結し、災害時に公用車や消防団車両に対して優先的に燃料の供給を受ける体制を整えとともに、福島県LPガス協会須賀川支部と災害時の協力協定を締結し、LPガス等供給を受ける体制を構築しています。災害時、より実践的な対応が取れる体制の構築を図る必要があります。

推進方針

○ 大規模災害への応急対応に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、関係事業者等と災害時の応援体制の強化を図ります。

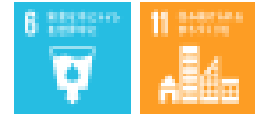
【事前に備えるべき目標】 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

1 水道施設の耐震化等（長寿命化）＜再掲＞ 【水道施設課】

▶ SDGs 6,11



① 基幹施設・基幹管路の耐震化＜再掲＞ 【水道施設課】

脆弱性評価

- 安定して水道水を供給するため、「水道ビジョンすかがわ2030」に基づき水道施設の耐震化を進めています。
- 水道は平常時、有事にかかわらず常に必要とされるライフラインであり、いつでも安心して安全な水道水を供給できるように浄水施設及び基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の更新を行う必要があります。

推進方針

- 「水道ビジョンすかがわ2030」に基づき耐震化を推進します。

指標名	現状値(R4)	目標値(R9)
浄水施設の耐震化率（%）	91.2	94.4
基幹管路の耐震化率（%）	51.0	56.0

② 老朽化した水道管の更新＜再掲＞ 【水道施設課】

脆弱性評価

- 震災などの非常時においても水道水の一定の供給を確保するため、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を耐震性のある管へと優先的に更新し、災害に強い配水管網を構築する必要があります。更新需要の長期的な平準化を考慮して、計画的に老朽管の更新を行う必要があります。

推進方針

- 「水道ビジョンすかがわ2030」に基づき、老朽管の更新を推進します。

2 下水道施設等の強化 【下水道施設課】 ▶ SDGs 6,11



① 下水道施設の耐震化＜再掲＞ 【下水道施設課】

脆弱性評価

- 本市における下水道施設は、東日本大震災では、公共下水道の管路が11,208m、マンホール150か所、農業集落排水の管路が27,522m、マンホール469か所で被害が発生し管路の液状化対策を講じた復旧を行いました。今後は大震災以降に建築された処理場を除き、耐震診断を検討する必要があります。

推進方針

- 地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため、「須賀川市下水道施設地震対策計画」の検討や、「須賀川市公共施設等個別施設計画」に基づき、耐震化を含めた計画を検討します。

**②持続可能な下水道事業の展開 <再掲> 【下水道施設課】**

<b>脆弱性評価</b>	○ 本市の汚水処理人口普及率は83.7%（令和3（2021）年度末）で、未普及の解消が引き続き課題となっており、その一方で、管渠や処理場等の老朽化、また、人口減少等による財政的制約が厳しくなっています。そのため、施設の集約化と併せて、予防保全型の維持管理や計画的な修繕により老朽化対策を着実に進めるとともに、効率的な経営手法の導入により下水道経営基盤を強化し、長期的な展望のもと下水道事業を展開していく必要があります。		
<b>推進方針</b>	○ 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、長期的に事業費の平準化を図りながら、維持管理と計画的な修繕等により老朽化対策を推進します。		
	○ アセットマネジメント手法により、中長期的な視点に立って計画的、効率的な管理を検討し、持続可能な下水道経営基盤を構築します。		
	指標名	現状値(R4)	目標値(R9)
	汚水処理人口普及率（%）	83.7	87.5

**③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 <再掲> 【下水道施設課】**

<b>脆弱性評価</b>	○ し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成12（2000）年度の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されましたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいます。公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。		
<b>推進方針</b>	○ 公共用水域の水質保全、感染症のまん延防止を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。		
	指標名	現状値(R4)	目標値(R9)
	転換による合併処理浄化槽設置基数（基）	2,017	2,167



【事前に備えるべき目標】 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態

1 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 <再掲> 【道路河川課、都市計画課】

▶ SDGs 11



脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。</li> <li>○ 平成30（2018）年には、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、「重要物流道路制度」が創設、令和3（2021）年には、概ね20から30年の中長期的な観点から、「福島県新広域交通計画」が策定され、これに先立ち、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「福島県新広域道路交通ビジョン」が策定されたことから、これらの考えに基づき、国・県・近隣市町村と連携し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時の道路ネットワークの維持には市道の整備の外、国道及び県道の整備が必要なことから、これら道路の管理者に対し着実な道路整備を求めています。</li> <li>○ 国道4号の渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される都市計画道路関下一里坦線（市道 I -14号線）等の整備を推進します。</li> <li>○ 市道 I -2号線や市道 I -18号線の外、須賀川駅西地区と国道4号を結ぶ市道1104号線など、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。</li> <li>○ 道路ネットワークのあり方について調査検討し、有効な事業の計画の策定を進めます。</li> </ul>

2 緊急輸送道路等の強化 <再掲> 【道路河川課、都市計画課】 ▶ SDGs 11,13




①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化） <再掲> 【道路河川課】

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。</li> <li>○ 本市では、市道の舗装路面や道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について点検を実施しています。市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を着実に進める必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。</li> <li>○ 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行います。</li> </ul>

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲> 【道路河川課】

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市では406か所の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40から50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理と長寿命化対策を計画的に進める必要があります。</li> </ul>						
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「須賀川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、幹線市道橋や跨線橋等の重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と長寿命化を推進します。</li> <li>○ 実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R4)</th> <th>目標値(R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）</td> <td>7.1</td> <td>60.7</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R4)	目標値(R9)	橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）	7.1	60.7
指標名	現状値(R4)	目標値(R9)					
橋梁長寿命化修繕計画における修繕率（%）	7.1	60.7					

<b>③無電柱化の推進 &lt;再掲&gt; 【道路河川課、都市計画課】</b>	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、主要な国道や県道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。</li> <li>○ 地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。</li> <li>○ 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道や県道の都市計画道路須賀川駅並木町線の無電柱化を促進します。</li> </ul>
<b>④街路樹の管理 &lt;再掲&gt; 【道路河川課】</b>	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街路樹の老朽化や腐食等による倒木は、道路閉塞の原因となることから、計画的に適正な維持管理を行う必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街路樹の倒木による道路通行の妨げとなる事態を避けるため、平時から点検パトロールを行い、「須賀川市街路樹管理計画」に基づく街路樹の適正な整備、更新と維持管理に努めます。</li> </ul>
<b>3 道路管理者間の連携体制の確保 &lt;再掲&gt; 【道路河川課】 ▶ SDGs 11,17</b>  	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応する必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。</li> </ul>
<b>4 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保</b> <b>【企画政策課】 ▶ SDGs 11,13,17</b>   	
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通弱者である高齢者や学生等の交通手段の確保のため、生活路線バスや市内循環バスを運行しており、また、公共交通空白地域の解消を目的に、市内郊外部における交通弱者の交通手段確保のため、乗合タクシーを運行していますが、利用者が少ない状況です。</li> <li>○ 鉄道、バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、通勤通学、買い物や通院などの移動のための交通手段として、地域住民の生活を支えていることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取り組みを推進していく必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資輸送や住民避難の手段として重要であるとともに、通勤通学、買い物や通院などの移動のための交通手段として、地域住民の生活を支えていることから、各公共交通機関との相互連携により交通結節点の機能強化等を図り、乗り継ぎのしやすさなどの利便性向上を目指します。</li> <li>○ 災害時には交通事業者や市により公共交通機関の運行状況の周知を図るほか、公共交通の維持や早期の回復を目指します。災害により公共交通ネットワークが分断された場合には、代替交通の迅速な確保ができるよう、交通事業者や関係機関との連絡体制構築を図ります。</li> </ul>

5 地籍調査の推進 【農政課】 ▶ SDGs 11,13



**脆弱性評価** ○ 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。本市における地籍調査は、西部地区で完了していない状況にあるため、全体の進捗率は90.0%（令和3（2021）年）にとどまっており、着実に調査を進め、認証遅延の解消及び進捗率の向上を図る必要があります。

**推進方針** ○ 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められるよう、地籍調査を着実に推進します。

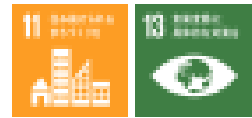
指標名	現状値(R3)	目標値(R11)
地籍調査事業進捗率（%）	90.0	92.6

【事前に備えるべき目標】 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

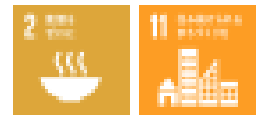
7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

1 ため池の決壊等による被害の防止 <再掲> 【農政課】 ▶ SDGs 11,13



脆弱性評価	<p>○ 平成30(2018)年7月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点農業用ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(令和元(2019)年7月)」、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2(2020)年10月)」が制定されました。本市においては、旧基準で藤沼ダム(藤沼湖)を含め5か所だった該当ため池が、新基準で74か所となり、そのすべてについて「ため池ハザードマップ」を作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要があります。また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要があります。</p> <p>○ 令和3(2021)年4月1日に福島県から移管された藤沼ダム(藤沼湖)は、継続的な管理に加え、多発する豪雨等による決壊(損壊)に備えた施設管理の必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。また、防災重点農業用ため池の劣化状況、地震耐性、豪雨体制調査を実施し、老朽・危険ため池の防災工事を計画的に進めます。</p> <p>○ 令和3(2021)年4月1日に福島県から移管された藤沼ダム(藤沼湖)においては、農業用水として利用している江花川沿岸土地改良区と連携を図りながら継続的かつ豪雨等による決壊(損壊)を防止するため、適正な貯水や施設管理の運営基盤を構築します。</p>

2 農業水利施設の長寿命化・防災減災 <再掲> 【農政課】 ▶ SDGs 2,11



脆弱性評価	<p>○ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、設置から長い年月が経過し、老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の補修や更新を進める必要があります。</p>									
推進方針	<p>○ 県営事業との連携も図りながら老朽化した農業水利施設等の補修や更新を進めます。また、受益者が無く農業用として利用しないため池を埋め立て廃止等することにより、水難事故やため池決壊等の災害の未然防止を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値(R3)</th> <th>目標値(R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい被害防止面積進捗率(%)</td> <td>着手(R2着手)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ため池決壊被害防止面積進捗率(%)</td> <td>着手(R2着手)</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値(R3)	目標値(R7)	かんがい被害防止面積進捗率(%)	着手(R2着手)	100	ため池決壊被害防止面積進捗率(%)	着手(R2着手)	100
指標名	現状値(R3)	目標値(R7)								
かんがい被害防止面積進捗率(%)	着手(R2着手)	100								
ため池決壊被害防止面積進捗率(%)	着手(R2着手)	100								

3 砂防関係施設の整備・保全 【道路河川課】  
▶ SDGs 11,13,15



脆弱性評価	<p>○ 阿武隈川水系の釈迦堂川・江花川・滑川流域の、土砂・流木による被害を防ぐための砂防堰堤等の整備や、急傾斜地への擁壁設置など、土砂災害危険箇所への対策工事について、国・県に働きかけていく必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高い箇所から早期に対策を実施するよう、国・県に働きかけ、事業の促進を図ります。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても取り組みの強化を促します。</p>

【事前に備えるべき目標】 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

1 有害物質の拡散・流出の防止 【環境課】 ▶ SDGs 3,14



**脆弱性評価**

○ 災害時に有害な化学物質が拡散・流出し、周辺住民の健康被害や環境汚染などの二次被害が発生することを防止する必要があります。本市では、関係法令に基づき、県と連携し、有害物質を取り扱う事業者に対し、拡散・流出防止に向けた適正な管理を指導・啓発する必要があります。

**推進方針**

○ 関係法令に基づき、県と連携し、有害物質を取り扱う事業者に対し指導・啓発を継続して実施し、有害物質の拡散・流出の事前防止対策を推進します。

- ・「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」に基づき、県と連携し、有害物質取扱事業者に対して、適切な管理・取り扱いを指導します。
- ・「毒物及び劇物取締法」に基づき、県と連携し、毒物劇物取扱事業者に対して、適切な管理・取り扱いや飛散等の事故があった場合の措置等について指導します。
- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、県と連携し、PCBの保管事業者及び所有事業者に対して、適切な保管や期限内の処分を指導します。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

1 放射線モニタリング体制の確保 【環境課、農政課】 ▶ SDGs 3



**脆弱性評価**

○ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、市民の健康・行動への大きな不安や農業等の本市の産業への甚大な被害を与えました。本市では原子力災害からの復興に向け、除染、被ばく検査、モニタリングをはじめとした放射線対策等を実施してきました。除染の実施、除去土壌の搬出による放射性物質の物理的減衰やウェアリング効果により、市内の環境放射線量は低下しました。今後は、廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に、市民の被ばくを最小限に抑えるため、即時に放射線測定できるための体制を確保しておく必要があります。

**推進方針**

○ 市民の放射線への不安の払拭に向け、国が設置したモニタリングポストの維持管理を実施し、市内の環境放射線量の情報提供に努めます。

廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に即時に放射線測定できるよう、測定機器等の校正や維持管理を継続して行い、放射線モニタリング体制を確保します。

2 学校における放射線教育の推進 【学校教育課】 ▶ SDGs 4



**脆弱性評価**

○ 本市では、児童・生徒が放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を育むため、「放射線教育指導資料」を活用し、研修会等による放射線教育の指導力向上を図るとともに、全小中学校で全年、教育課程に位置づけて放射線教育を実施しており、継続して取り組んでいく必要があります。

**推進方針**

○ 児童・生徒に放射線教育の授業を引き続き実施し、放射線に対する正しい知識と理解のもとに自ら考え、判断し、行動する力を育みます。

【事前に備えるべき目標】 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

1 遊休農地の発生防止と再生 【農政課】 ▶ SDGs 2,11



脆弱性評価

- 農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させます。遊休農地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、遊休農地の防止と解消に向けた取り組みに対して支援の必要があります。
- 中山間部においては、傾斜地が多いなどの立地特性や担い手の高齢化、減少等により遊休農地が増加し、国土の保全、水源涵養等の多面的機能の低下が特に懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を活用し遊休農地の発生を防止するとともに、多面的機能の継続保全を図る必要があります。

推進方針

- 農村・里山が有する洪水・土砂災害の防止をはじめとする多面的機能を維持するため、遊休農地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、遊休農地の防止と解消に向けた取り組みに対して、引き続き多面的機能支払交付金等の支援を行います。
- 国土の保全、水源涵養等の多面的機能の低下を防ぐためにも、引き続き、中山間地域等直接支払交付金の制度を実施します。

指標名	現状値(R3)	目標値(R9)
遊休農地面積 (ha)	505.3	465.3

2 有害鳥獣被害対策の充実 【農政課】 ▶ SDGs 2



脆弱性評価

- クマ、イノシシ、カラスなどにより農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されています。電気柵設置への助成、イノシシの捕獲への補助等を実施するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組む必要があります。

推進方針

- 電気柵等による被害防除、被害を及ぼす個体の捕獲など、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進します。

3 農業水利施設の長寿命化・防災減災 <再掲> 【農政課】 ▶ SDGs 2,11



脆弱性評価

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、設置から長い年月が経過し、老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の補修や更新を進める必要があります。

推進方針

- 県営事業との連携も図りながら老朽化した農業水利施設等の補修や更新を進めます。また、受益者が無く農業用として利用しないため池を埋め立て廃止等することにより、水難事故やため池決壊等の災害の未然防止を図ります。

指標名	現状値(R3)	目標値(R7)
かんがい被害防止面積進捗率 (%)	着手(R2着手)	100
ため池決壊被害防止面積進捗率 (%)	着手(R2着手)	100

4 森林の多面的機能の保全 <再掲> 【農政課】 ▶ SDGs 11,13,15



- 脆弱性評価**
- 林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。一方で、多くの森林は戦後に造成した人工林が利用期を迎えており、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要があります。
  - 山地における斜面の崩落等による被害を防止するためには、危険な山腹斜面の安定化や治山ダムの整備を進める必要があります。
  - 森林の有する多面的機能の向上のため、林内の木材輸送を効率的に行うための林内路網の計画的な整備が必要です。
  - 本市では、2か所の林道橋梁を管理していますが、1橋については、架設後50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。
  - 国を代表する樹種である松は、土砂流出等の国土保全の機能を担っていますが、「マツ材線虫病」により枯れてしまうことから、媒介となっている「マツノマダラカミキリ」を駆除し、松を守っていく必要があります。

- 推進方針**
- 森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を支援します。
- | 指標名                | 現状値(R3) | 目標値(R7) |
|--------------------|---------|---------|
| うつくしま森林再生事業整備率 (%) | 78.2    | 100.0   |
- 山地災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・再度災害防止を推進します。
  - 森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道路の整備を推進します。
  - 「須賀川市林道施設長寿命化修繕計画」に基づき、耐震化と長寿命化を推進します。また、林道施設の点検を継続するとともに、耐震化と長寿命化にあたっては、点検結果に基づき、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。
  - 松を守り、「マツノマダラカミキリ」からの被害を防ぐため、被害木の伐倒駆除及び薬剤くん蒸処理、地上・空中から薬剤の散布により被害の防止を図ります。

【事前に備えるべき目標】 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

1 災害廃棄物処理体制の整備 【環境課】 ▶ SDGs 11,17



脆弱性評価

- 大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、分別処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要です。「福島県災害廃棄物処理計画」との整合性を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」に沿った災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。
- 市の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整える必要があります。

推進方針

- 災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、「福島県災害廃棄物処理計画」との整合性を図りながら令和5（2023）年度に災害廃棄物処理計画を策定します。
- 大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、県との連携により広域処理の体制を整えるとともに、民間事業者との協定締結など協力体制を構築し、災害廃棄物の処理体制を強化します。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

1 災害・復興ボランティアの受入体制の確立

【社会福祉課、社会福祉協議会】 ▶ SDGs 3,11,17



脆弱性評価

- 大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする市民を把握するとともに、ボランティアの受入体制を整える必要があります。

推進方針

- 災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して須賀川市社会福祉協議会との協定に基づき連携を確認するとともに、ボランティアが求められている活動内容の全庁的な情報集約やボランティア活動に必要な物資調達体制を整えます。

2 災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）

【道路河川課、水道施設課、下水道施設課】 ▶ SDGs 11,17



脆弱性評価

- 道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要があります。本市では、応急復旧等を迅速に行うため、各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について協定を締結していますが、実効性を高める必要があります。

推進方針

- 災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、連絡体制の構築、訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高めます。



3 罹災証明等に係る円滑な被災者支援 【税務課、社会福祉課】 ▶ SDGs 11



脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者が災害見舞金、災害義援金や被災者生活再建支援制度等の支援制度を活用し、生活再建を進めていくうえで、それぞれの申請手続きが必要になります。本市では東日本台風（台風第19号）への対応のなかで、被災者支援システムを活用し、申請の度に罹災証明書を添付する手間を省けるように見直しました。被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、行政手続等の負担を軽減する必要があります。</li> <li>○ 罹災証明等の円滑な発行のため、専門的な知識を要する住家被害認定調査を行う職員の育成が必要です。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罹災情報の共有について今後も被災者の需要に応じて対象範囲の拡大を進めるなど、被災者の生活再建が円滑に進むために、既往災害での経験の蓄積と平時からの業務想定により、被災者の立場に立った行政手続等の見直しを推進します。</li> <li>○ 罹災証明等の発行の基礎となる住家被害認定調査を円滑に実施できるよう、県等が開催する研修に職員を参加させるなど、人材育成に努めます。</li> </ul>

【事前に備えるべき目標】 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<p>1 自主防災組織等の活性化 &lt;再掲&gt; 【市民安全課】 ▶ SDGs 11,17</p>  	
脆弱性評価	<p>○ 本市では59%の町内会等で自主防災組織が結成されていますが、災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から各種訓練等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築する必要があります。また、事業所等においても従業員や利用者の安全を図るため、周辺地域の自主防災組織等も連携した組織的な防災活動が行われることが必要です。</p>
推進方針	<p>○ 町内会等や事業所において、災害発生時に初期消火や避難誘導、負傷者の救出など、組織的かつ効果的な活動ができるよう、自主防災組織等の各種訓練の指導・支援等により、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進します。</p>
<p>2 避難行動要支援者対策の推進 &lt;再掲&gt; 【市民安全課、社会福祉課、長寿福祉課】 ▶ SDGs 3,11,17</p>   	
脆弱性評価	<p>○ 災害時に自ら避難することが困難な住民の安全を確保するため、「須賀川市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に対する「自助」・「共助」・「公助」の取り組みを推進し、地域（近隣）が連携した、情報伝達体制と避難行動支援体制の構築を進めています。一方で、避難行動要支援者の具体的な避難の計画（個別避難計画）において、地域の支援者が不足している状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 避難行動要支援者への情報伝達と避難行動の支援のため、各地域における町内会や自主防災組織等と連携した共助の体制づくりを目指し、地区防災計画の作成を促進します。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難計画の作成等を継続的に行うとともに、関係機関や事業所と連携を図り、避難行動要支援者に対する支援体制の構築を検討します。</p>
<p>3 地区防災計画の策定の促進 &lt;再掲&gt; 【市民安全課】 ▶ SDGs 11,17</p>  	
脆弱性評価	<p>○ 災害対策基本法（令和4年（2022）年6月改正）において、地域住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が示されていることを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地域の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。</p>
推進方針	<p>○ 災害発生時の、避難行動要支援者等への避難の呼びかけや避難支援、救助・救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進します。</p>

4 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保 <再掲>

【企画政策課】▶ SDGs 11,13,17



脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通弱者である高齢者や学生等の交通手段の確保のため、生活路線バスや市内循環バスを運行しており、また、公共交通空白地域の解消を目的に、市内郊外部における交通弱者の交通手段確保のため、乗合タクシーを運行していますが、利用者が少ない状況です。</li> <li>○ 鉄道、バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、通勤通学、買い物や通院などの移動のための交通手段として、地域住民の生活を支えていることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取り組みを推進していく必要があります。</li> </ul>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資輸送や住民避難の手段として重要であるとともに、通勤通学、買い物や通院などの移動のための交通手段として、地域住民の生活を支えていることから、各公共交通機関との相互連携により交通結節点の機能強化等を図り、乗り継ぎのしやすさなどの利便性向上を目指します。</li> <li>○ 災害時には交通事業者や市により公共交通機関の運行状況の周知を図るほか、公共交通の維持や早期の回復を目指します。災害により公共交通ネットワークが分断された場合には、代替交通の迅速な確保ができるよう、交通事業者や関係機関との連絡体制構築を図ります。</li> </ul>

【事前に備えるべき目標】 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失

1 指定文化財（建造物）の防災対策 【文化振興課】 ▶ SDGs 11,13



**脆弱性評価** ○ 文化財は、本市の自然・歴史・文化的環境のなかで生まれ継承されてきたもので、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用することが求められています。

**推進方針** ○ 地域固有の価値を有する貴重な文化財を、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用するため、利用者の安全や防災面に配慮して、環境整備を進めます。  
○ 本市の指定文化財の建造物は、県指定1件、市指定9件、登録文化財3件となっており、文化財所有者・管理者等と連携しながら、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施します。  
○ 更に、指定文化財（建造物）の文化財所有者・管理者等と連携しながら、施設利用の充実を図ります。

8-5 事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態

1 地籍調査の推進 <再掲> 【農政課】 ▶ SDGs 11,13



**脆弱性評価** ○ 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。本市における地籍調査は、西部地区で完了していない状況にあるため、全体の進捗率は90.0%（令和3（2021）年）にとどまっており、着実に調査を進め、認証遅延の解消及び進捗率の向上を図る必要があります。

**推進方針** ○ 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められるよう、地籍調査を着実に推進します。

指標名	現状値(R3)	目標値(R11)
地籍調査事業進捗率 (%)	90.0	92.6

2 空き家対策の推進 <再掲> 【建築住宅課】 ▶ SDGs 11



**脆弱性評価** ○ 本市の空き家率は10.0%（平成30年住宅・土地統計調査）で、平成25（2013）年と比較し1.9%増加しています。依然として管理不全の空き家が点在しており、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから「須賀川市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行う必要があります。

**推進方針** ○ 「須賀川市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態の把握を行います。管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、住宅地区改良事業の活用による除却や、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保します。

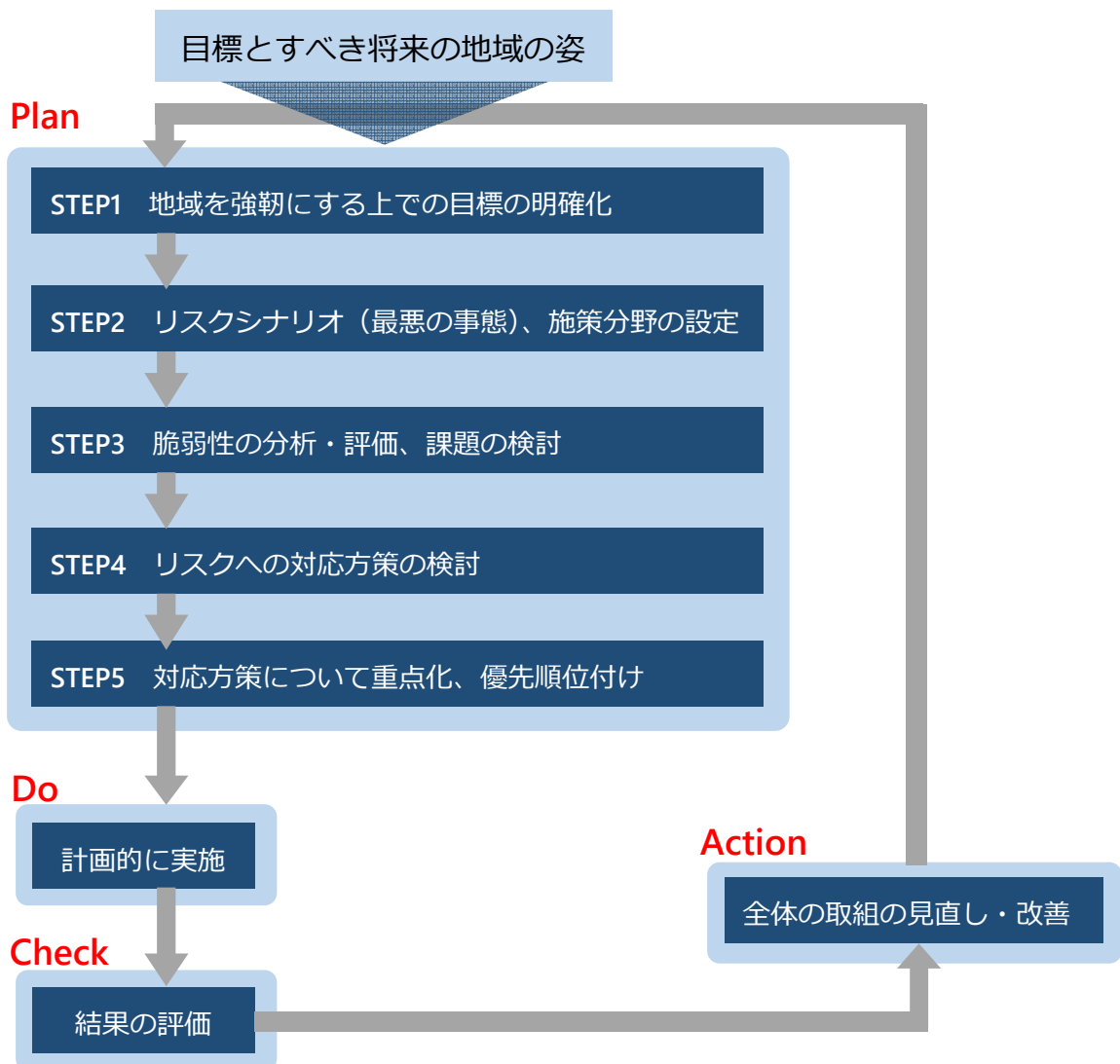
# 第5章 計画の推進

## 1 推進体制

本計画の推進体制については、全庁的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを行うとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靱化施策の推進を図ります。

## 2 進捗管理と見直し

強靱化施策の達成状況や進捗を定期的に検証し、PDCA サイクルにより進捗管理を行います。また、社会経済情勢の変化や総合計画をはじめとする本市の各種計画等との整合を勘案しつつ、必要に応じて施策の追加や計画の見直しを行います。



【 資料編 】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する  
国土強靱化基本法(平成 25 年 12 月 11 日号外法律第 95 号)

改正沿革

- ・平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号による改正
- ・令和 2 年 12 月 9 日号外法律第 73 号による改正
- ・令和 3 年 5 月 19 日号外法律第 36 号による改正

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

発令 　　：平成25年12月11日号外法律第95号

最終改正：令和3年5月19日号外法律第36号

改正内容：令和3年5月19日号外法律第36号[令和3年9月1日]

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

〔平成二十五年十二月十一日号外法律第九十五号〕

〔総理・国土交通大臣署名〕

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法をここに公布する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針等（第八条・第九条）

第三章 国土強靱化基本計画等（第十条—第十四条）

第四章 国土強靱化推進本部（第十五条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。また、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発している。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模

自然災害等に対する脆（ぜい）弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱（じん）化の取組を推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。



(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 行政、情報通信、交通その他の国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られ、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復

興に資すること。

五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

### 第三章 国土強靱化基本計画等

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

#### 第四章 国土強靱化推進本部

(設置)

第十五条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。
- 6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。
- 7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

(国土強靱化推進本部長)

第十九条 本部の長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靱化推進副本部長)

第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国土強靱化推進本部員)

第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊

法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 雑則

（国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討）

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（諸外国の理解の増進）

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和二年一二月九日法律第七三号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年五月一九日法律第三六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第六十一条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況及びデジタル社会の形成の状況を勘案し、デジタル庁の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## 【参考】

### SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットにて、全会一致で採択された令和 12 年(2030 年)を年限とする世界全体の達成目標をいいます。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、17 のゴールが設定されています。

令和5年4月 編集・発行  
須賀川市総務部市民安全課  
〒962-8601 須賀川市八幡町 135  
電 話 : 0248-88-9185  
F A X : 0248-73-4160